

官報

号外 昭和三十八年六月二十六日

第四十三回 衆議院會議録 第四十号

昭和三十八年六月二十六日(水曜日)

議事日程 第三十七号

昭和三十八年六月二十六日

午後二時開議

第一 中小企業基本法案(内閣提出)

第二 中小企業指導法案(内閣提出)

第三 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方行政連絡会議法案(内閣提出)

第七 甘味資源特別措置法案(内閣提出)

第八 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出)

第九 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出)

第十一 石炭鉱業經理規制臨時措置法案(内閣提出)

第十二 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出)

第十四 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 日本鉄道建設公団法案(内閣提出)

第十六 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 旧金鵝勲章年金受給者に関する特別措置法案(小笠公昭君外十五名提出)

第十八 関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュージーランド)の締結について承認を求めめるの件

第十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めめるの件

第二十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めめるの件

第二十一 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

日程第一 中小企業基本法案(内閣提出)

日程第二 中小企業指導法案(内閣提出)

日程第三 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 中小企業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後九時十一分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

○議長(清瀬一郎君) 竹山祐太郎君外二十二名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもって採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。

閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) 御投票願います。すみやかに御投票願います。――すみやかに御投票願います。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) 御投票くださいませんと、遺憾ながら、また時間制限しなければなりません。非常にまずいこととなります。すみやかに御投票願います。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはあります。投票漏れなしと認めません。投票箱閉鎖。開扉。――閉鎖。

〔議場閉鎖〕
○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕
○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕
投票総数 三百四十七

可とする者(白票) 二百二十四

〔拍手〕

否とする者(青票) 百二十三

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とするに決しました。(拍手)

竹山祐太郎君外二十二名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

安藤 覺君 相川 勝六君

逢澤 寛君 愛知 揆一君

青木 正君 赤城 宗徳君

赤澤 正道君 秋山 利恭君

天野 公義君 綾部健太郎君

荒木萬壽夫君 荒松清十郎君

有田 喜一君 有馬 英治君

井出 太郎君 井原 岸高君

井村 重雄君 伊藤 五郎君

伊藤 郷一君 伊藤宗一郎君

伊能繁次郎君 飯塚 定輔君

池田 清志君 池田 勇人君

今松 治郎君 宇田 國榮君

宇野 宗佑君 上村千一郎君

植木庚子郎君 白井 莊一君

内田 常雄君 内海 安吉君

浦野 幸男君 江崎 眞澄君

小笠 公昭君 小川 半次君

小川 平二君 小沢 辰男君

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十号 本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの勸諭 中 一〇六〇

小澤佐重喜君	小澤 太郎君	田中 角榮君	田中 正巳君	松本 俊一君	松山千恵子君	阪上安太郎君	島上善五郎君
尾関 義一君	大石 武一君	田邊 國男君	高田 富與君	水田三喜男君	南 好雄君	島本 虎三君	下平 正一君
大上 司君	大久保武雄君	高橋 英吉君	高橋清一郎君	宮澤 胤勇君	村上 勇君	東海林 稔君	杉山元治郎君
大倉 三郎君	大沢 雄一君	高橋 等君	竹下 登君	毛利 松平君	森 清君	鈴木茂三郎君	田口 誠治君
大高 康君	大橋 武夫君	竹山祐太郎君	館林三喜男君	森下 國雄君	森田重次郎君	田中織之進君	田中 武夫君
大平 正芳君	岡崎 英城君	谷垣 專一君	千葉 三郎君	森山 欽司君	八木 徹雄君	田邊 誠君	田原 春次君
岡田 修一君	岡本 茂君	中馬 辰猪君	津雲 國利君	保岡 武久君	山手 滿男君	高田 富之君	高津 正道君
加藤 高蔵君	加藤常太郎君	津島 文治君	塚原 俊郎君	保岡 武久君	山手 滿男君	滝井 義高君	橋 兼次郎君
賀屋 興宣君	海部 俊樹君	辻 寛一君	網島 正興君	山中 貞則君	山村新治郎君	辻原 弘市君	坪野 米男君
金子 一平君	金子 岩三君	寺島隆太郎君	渡海元三郎君	山本 猛夫君	吉田 重延君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
金丸 信君	上林山榮吉君	徳安 實蔵君	床次 徳二君	早稲田神右衛門君	米山 恒治君	中澤 茂一君	中島 巖君
神田 博君	亀岡 高夫君	徳安 實蔵君	中島 茂喜君	井堀 繁男君	渡邊 良夫君	中村 重光君	中村 高一君
嶋田 宗一君	唐澤 俊樹君	内藤 隆君	中野 四郎君	井堀 繁男君	船富 稜人君	中村 重光君	永井勝次郎君
飯谷 忠男君	川島正次郎君	中會康弘君	中村 幸八君	内海 清君	佐々木良作君	中村 英男君	成田 知巳君
菅野和太郎君	菅 太郎君	中村 梅吉君	中山 榮一君	田中幾三郎君	玉置 一徳君	中村 英男君	西村 関一君
木村 公平君	木村 俊夫君	中村 庸一郎君	灘尾 弘吉君	西尾 末廣君	本島百合子君	西村 力弥君	野口 忠夫君
木村 守江君	岸本 義廣君	永田 亮一君	南條 徳男君	安宅 常彦君	赤松 勇君	野原 覺君	芳賀 貢君
久野 忠治君	久保田藤麿君	橋橋 渡君	丹羽喬四郎君	淺沼 享子君	有馬 輝武君	長谷川 保君	畑 和君
草野 一郎平君	倉成 正君	二階堂 進君	丹羽 英一君	淡谷 悠蔵君	井伊 誠一君	原 茂君	肥田 彪君
蔵内 修治君	黒金 泰美君	西村 直己君	野田 武夫君	井岡 大治君	井手 以誠君	日野 吉夫君	肥田 次郎君
小泉 純也君	小枝 一雄君	野原 正勝君	羽田武嗣郎君	石川 次夫君	石田 有全君	平岡忠次郎君	広瀬 秀吉君
小坂善太郎君	小島 徹三君	橋本登美三郎君	長谷川四郎君	石橋 政嗣君	石山 權作君	藤積 七郎君	細迫 兼光君
小平 久雄君	小山 長規君	長谷川 峻君	八田 貞義君	板川 正吾君	稲村 隆一君	堀 昌雄君	前田榮之助君
河本 敏夫君	細瀬 彌三君	濱地 文平君	濱野 清吾君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君	堀 昌雄君	前田榮之助君
佐々木秀世君	佐々木義武君	原 健三郎君	原田 憲君	大原 亨君	岡田 利春君	松井 政吉君	松井 誠君
佐藤 榮作君	坂田 英一君	廣瀬 正雄君	福田 一君	岡田 春夫君	岡本 隆一君	松平 忠久君	松原喜之次君
坂田 道太君	櫻内 義雄君	福永 一臣君	福永 健司君	加藤 勘十君	片島 港君	三木 喜夫君	三宅 正一君
笹本 一雄君	藤原 雄次君	藤枝 泉介君	藤原 節夫君	勝澤 芳雄君	勝岡田清一君	武藤 山治君	村山 喜一君
志賀健次郎君	始関 伊平君	藤本 捨助君	藤山愛一郎君	角屋堅次郎君	川俣 清吾君	森島 守人君	森本 靖君
椎熊 三郎君	椎名悦三郎君	船田 中君	古井 喜實君	川村 継義君	河上丈太郎君	八百板 正君	八木 一男君
重政 誠之君	島村 一郎君	古川 丈吉君	保科善四郎君	河野 正君	木原津興志君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
正示啓次郎君	白濱 仁吉君	保利 茂君	坊 秀男君	北山 愛郎君	久保 三郎君	安平 鹿一君	山口 秀一君
周東 英雄君	鈴木 正吾君	細田 吉蔵君	堀内 一雄君	久保田鶴松君	久保 豊君	山口 広君	山口 丈太郎君
鈴木 善幸君	砂原 格君	本名 武君	前尾繁三郎君	久保田鶴松君	久保 豊君	山口 鶴男君	山田 長司君
瀬戸山三男君	關谷 勝利君	前田 正男君	前田 義雄君	栗原 俊夫君	黒田 壽男君	山花 秀雄君	山本 幸一君
園田 直君	田川 誠一君	益谷 秀次君	増田甲子七君	小林 信一君	小林 進君	湯山 勇君	横路 節雄君
田口長治郎君	田澤 吉郎君	松浦周太郎君	松澤 雄藏君	小林 ちづ君	兒玉 末男君	横山 利秋君	吉村 吉雄君
田中伊三次君	田中 榮一君	松野 頼三君	松本 一郎君	五島 虎雄君	河野 密君	和田 博雄君	渡辺 惣蔵君
				佐々木更三君	佐藤觀次郎君	川上 貫一君	志賀 義雄君

否とする議員の氏名

谷口善太郎君

日程第一 中小企業基本法案(内閣提出)

日程第二 中小企業指導法案(内閣提出)

日程第三 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、中小企業基本法案、日程第二、中小企業指導法案、日程第三、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、日程第四、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案、日程第五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。

中小企業基本法案

右 国会に提出する。

昭和三十一年二月七日

内閣総理大臣 池田 勇人

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 中小企業構造の高度化等(第九条―第十六条)

第三章 事業活動の不利の補正(第十七条―第二十二条)

第四章 小規模企業(第二十三条)

第五章 金融、税制等(第二十四

条・第二十五条)

第六章 行政機関及び中小企業団

体(第二十六条・第二十七

第七章 中小企業政策審議会(第

二十八条―第三十三条)

附則

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。われらは、このような中小企業の経済的社会的使命が自由かつ公正な競争の原理を基調とする経済社会において、国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとつて、今後も変わることなくその重要性を保持していくものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する生産性等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとつて大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による備給構造の変化と経済の著しい成長に伴う労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしてい

る。このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図ること

は、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成しよとするわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の地位の向上に資することにあるものとする。

(中小企業者の範囲)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が前条の目標を達成するため効果的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種

(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(国の施策)

第三条 国は、第一条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 近代化設備の導入等中小企業の設備の近代化を図ること
- 二 技術の研究開発の推進、技術者の養成等によつて中小企業の技術の向上を図ること
- 三 近代的経営管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によつて中小企業の経営管理の合理化を図ること
- 四 中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化(以下「中小企業構造の高度化」と総称する)を図ること
- 五 中小企業の取引条件に関する不利を補正するに過度の競争の防止及び下請取引の適正化を図ること
- 六 中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること

七 中小企業者以外の者の事業活動の調整等によつて中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図ること

八 中小企業における労働関係の適正化及び従業員福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること

二 前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して、産業構造の高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の均衡ある成長発展に資するように講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるに努めなければならない。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(中小企業者の努力等)

第六条 中小企業者は、経済的社会的諸事情の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、生産性及び取引条件の向上に努めなければならない。

二 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、第三条第一項又は第四条の施策の実施について協力するにしなければならない。

(調査)

第七条 政府は、中小企業政策審議会の意見をきいて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするため

必要な調査を行ない、その結果を公表しなければならない。(年次報告等)

第八条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

二 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じよとする施策を明らかにし、大文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 中小企業構造の高度化等

(設備の近代化)

第九条 国は、中小企業の設備の近代化を図るため、中小企業者が近代化設備の設置その他資本設備の増大、設備の配列の合理化等をすることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(技術の向上)

第十条 国は、中小企業の技術の向上を図るため、試験研究機構の整備、技術の研究開発の推進、技術指導及び技術者の研修の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(経営管理の合理化)

第十一条 国は、中小企業の経営管理の合理化を図るため、経営の診断及び指導並びに経営管理者の研修の事業の充実、経営の診断及び指導のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(企業規模の適正化)

第十二条 国は、中小企業の企業規模の適正化を図るため、中小企業

者が企業の合併、共同出資による企業の設立等を円滑に行なうことができるようにする等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前三条の施策を講ずるにあつては、中小企業の企業規模の適正化につき必要な考慮を払うものとする。

3 政府は、特に中小企業の企業規模の適正化を必要とする業種について、適正な生産の規模その他の適正な企業の規模を定め、これを公表しなければならない。

(事業の共同化のための組織の整備等)

第十三条 国は、第九条から前条までの施策の重要な一環として、事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備、工場、店舗等の集団化その他事業の共同化の助成等中小企業者が協同してその設備の近代化、経営管理の合理化、企業規模の適正化等を効率的に実施することができるようにするため必要な施策を講ずるものとする。

(商業)

第十四条 国は、中小商業について、流通機構の合理化に即応することができるように、第九条又は第十一条から前条までの施策を講ずるほか、小売商業における経営形態の近代化のため必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小商業について第九条若しくは第十一条から前条まで又は前項の施策を講ずるにあつては、地域的条件につき必要な考

慮を払うものとする。

(事業の転換)

第十五条 国は、中小企業者が需給構造等の変化に即応して行なう事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるにあつては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

(労働に関する施策)

第十六条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業訓練及び職業紹介の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 事業活動の不利の補正

(過度の競争の防止)

第十七条 国は、中小企業の取引条件の向上及び経営の安定に資するため、中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止することができるようにその組織を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(下請取引の適正化)

第十八条 国は、下請取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止等必要な施策を講ずるとともに、下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにするため必要な施策を講ずるものとする。

(事業活動の機会の適正な確保)

第十九条 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(国等からの受注機会の確保)

第二十条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(輸出の振興)

第二十一条 国は、中小企業が生産する物品の輸出の振興を図るため、中小企業が生産する輸出に係る物品の競争力を強化するとともに、輸出取引の秩序の確立、海外市場の開拓等必要な施策を講ずるものとする。

(輸入品との関係の調整)

第二十二条 国は、主として中小企業が生産する物品につき、輸入に係る物品に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、物品の輸入によつてこれと競争関係にある物品を生産する中小企業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 小規模企業

第二十三条 国は、小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業

に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。)に対して第三条第一項の施策を講ずるにあつては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように必要な考慮を払うものとする。

第五章 金融、税制等

(資金の融通の適正円滑化)

第二十四条 国は、中小企業に対する資金の融通の適正円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。

(企業資本の充実)

第二十五条 国は、中小企業の企業資本の充実を図るため、中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 行政機関及び中小企業団体

(中小企業行政に関する組織の整備等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(中小企業団体の整備)

第二十七条 国は、中小企業者が協力してその事業の成長発展と地位

の向上を図ることができるよう

に、中小企業者の組織化の推進その他中小企業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第七章 中小企業政策審議会

(設置)

第二十八条 総理府に、附属機関として、中小企業政策審議会(以下「審議会」という)を置く。

(権限)

第二十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項

に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三十条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第三十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三十二条 審議会の庶務は、中小企業庁長官官房において処理する。

1062

(委任規定)

第三十三條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定め

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中輸出會議の項の次に次のように加える。

中小企業政策審議	中小企業基本法律(昭和三十一年法律第百九号)の附則に、この項を挿入すること。
----------	--

理由

中小企業がわが国の経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみ、最近における中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に對処して中小企業の成長発展を図るため、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に關する政策の目標を示す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業指導法案

昭和三十八年二月十一日
内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業指導法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 中小企業指導事業(第三条―第七条)

第三章 日本中小企業指導センター

第一節 総則(第八条―第十四条)

第二節 役員等(第十五条―第二十五条)

第三節 業務(第二十六条・第二十七条)

第四節 財務及び会計(第二十八条―第三十五条)

第五節 監督(第三十六条・第三十七条)

第六節 雑則(第三十八条・第三十九条)

第七節 罰則(第四十条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することにより、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図り、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。
- 二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号

の二に該当する者であるもの

第二章 中小企業指導事業

(中小企業指導計画)

第三条 通商産業大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次に掲げる事業であつて、国、都道府県(政令で指定する市を含む。以下同じ。)及び日本中小企業指導センターが行なうもの(以下「中小企業指導事業」という。)の実施に關する計画を定めるものとする。

- 一 中小企業者の依頼に應じて、その経営管理に關し、経営の診断又は指導を行なう事業
- 二 中小企業者の依頼に應じて、技術指導を行なう事業又はそのために必要な試験研究を行なう事業
- 三 中小企業の経営管理又は技術に關し、中小企業者又はその従業員に對して研修を行なう事業
- 四 中小企業指導担当者(国又は都道府県が行なう第一号又は第二号に掲げる事業において、経営の診断若しくは指導又は技術指導を担当する者をいう。以下同じ。)を養成し、又は中小企業指導担当者に對して研修を行なう事業
- 五 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断若しくは指導又は技術指導に關連する事業

3 通商産業大臣は、第一項の計画を定めるときは、すみやかにこれを都道府県知事(第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。)に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行なう中小企業指導事業の実施に關する計画を定め、これを通商産業大臣に届け出るものとする。

2 都道府県知事は、前項の計画を定めるにあつては、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営管理又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に應じて、適切に中小企業指導事業が行なわれるように配慮しなければならない。

(通商産業大臣の助言)

5 通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に對し、前条第一項の計画の作成及びこれに基づく中小企業指導事業の実施に關し助言をすることができ

(基準の作成等)

6 通商産業大臣は、中小企業指導事業の効率的な実施に資するため、中小企業近代化審議会の意見をきいて、通商産業省令で、経

(予算等の認可)

第二十九条 指導センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十条 指導センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指導センターは、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十一条 指導センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 指導センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十二条 指導センターは、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十三条 指導センターは、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
 - 二 資金運用部への預託
 - 三 銀行への預金又は郵便貯金
 - 四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託
- (給与及び退職手当の支給の基準)
- 第三十四条 指導センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、指導センターの財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

第三十六条 指導センターは、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指導センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指導センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指導センターの事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

(解散)

第三十八条 指導センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十九条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十七条第一項、第二十九条又は第三十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(指導センターの設立)

第二条 通商産業大臣は、指導センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、指導センターの成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、指導センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、指導センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 指導センターは、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(財団法人日本中小企業指導センターからの引継ぎ)

第六条 昭和三十七年六月二十七日に設立された財団法人日本中小企

昭和三十八年六月二十六日 衆議院會議録第四十号 中小企業基本法案外四案

業指導センター(以下この条において「財団法人日本中小企業指導センター」という。)は、審判行為で定めるところにより、設立委員に対して、指導センターにおいてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しななければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人日本中小企業指導センターの一切の権利及び義務は、指導センターの成立の時に於いて指導センターに承継されるものとし、財団法人日本中小企業指導センターは、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 指導センターは、前項の規定により財団法人日本中小企業指導センターの権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第三十一条第一項の規定による積立金と区別して、積み立てなければならない。

5 第三項の規定により財団法人日本中小企業指導センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に日本中小企業指導センターという名称を用いている者については、第十三条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 指導センターの最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 指導センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「指導センターの成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「日本中小企業指導センター」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に、「中小企業指導法」を加え、同条第十八号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「日本中小企業指導センター」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ六 日本中小企業指導センターノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「及び地方競馬全国協会」を、「地方競馬全国協会及び日本中小企業指導センター」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び日本中央競馬会」を、「日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本中央競馬会」を、「日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「中小企業信用保険庫」の下に、「日本中小企業指導センター」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第十六条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 中小企業指導法(昭和三十八年法律第 号)の施行に關すること。

(企業合理化促進法の一部改正)

第十七条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第十二条及び第十三条 削除

理由

中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るため、日本中小企業指導センターを設立するとともに、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進するため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右 内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十八年二月二十五日

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項一号中「一千万円」を「五千万円(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円)」に、「三十人」を「五十人」に改め、同項第二号中「事業者の常時使用する従業員が五百人」を「常時使用する従業員が五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である」に、「以下同じ」を「以下第三條第一項において同じ」に改め、同項第五号中「常時三十人」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同項第七号中「常時五十人」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時」に改め、同条に次の一項を加える。

額とする法人又は常時五十人」に改め、同項第六号中「常時三百人」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人」に、「常時三十人」を「二十万以下」の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同項第七号中「常時」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「近代化関係中小企業者」とは、中小企業者であつて次に掲げるものをいう。

一 会社及び個人であつて、機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)第二条第一項に規定する特定機械工業又は電子工業振興臨時措置法(昭和三十三年法律第七十一号)第二条第二項に規定する電子工業を行なうもの

二 会社及び個人であつて、中小企業近代化促進法(昭和三十一年法律第 号)第三条第一項に規定する指定業種に属する事業を行なうもの(前号に掲げるものを除く。)

三 中小企業等協同組合であつて、前二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が前二号の事業を行なう者であるもの

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、第一号若しくは第二号の事業を行なうもの又はその構成員が第一号若しくは第二号の事業を行なう者であるもの

五 特別の法律により設立された組合又はその連合会(政令で定めるものに限る)であつて、第二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が同号の事業を行なう者であるもの

六 中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三号第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)による改正前の中小企業振興資金等助成法第三号第一項第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたものを含む。)及びその直接又は間接の構成員(前各号に掲げるものを除く。)

第三条第一項中「国民金融公庫からの借入れを」を「国民金融公庫(以下「金融機関」と総称する)からの借入れ」に改め、同条第四項中「必要のもの」の下に「(次条第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金)を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が近代化関係中小企業者の金融機関からの借入れ(給付を受けることを含む。)による債務の保証をすることにより、近代化関係中小企業者一人についての保険額の合計額が三千万円(その近代化関係中小企業者が中小企業等協同組合、商工

組合若しくは商工組合連合会又は第二条第三項第五号に掲げるものであるときは、五千万円)をこえることができない保険について、保証をした借入金の額(給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係が成立する保証をした借入金(給付の場合は、給付金)は、通商産業省令で定めるところにより近代化関係中小企業者の第二条第三項第一号若しくは第二号の事業に係る設備の近代化又は工場若しくは店舗の集団化のため必要のものである旨の証明を受けたものであつて、その額(給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の合計額)が五十万円をこえるものであり、かつ、その借入期間(給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間)が一年以上のものに限る。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条及び第七条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え、「同項」を「第三条第一項又は第三条の二第一項」に改める。

第九条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え、「同項」を「第三条第一項又は第三条の二第一項」に改める。

第十条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第十一条中「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「同項」を「第三条第一項若しくは第三条の二第一項」に改める。

附則
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

中小企業者の設備の近代化又は工場若しくは店舗の集団化に必要な資金の融通の円滑化に資するため中小企業信用保険に新たな種類の保険制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十八年二月二十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者

が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本の額又は出資の総額が五千万円(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円)をこえない法人たる事業者

ロ 常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五十人)をこえない事業者

第七条第二項中「常時使用する従業員の数が前項第一号に掲げる数を超えるを」を「前項第一号イ又はロに掲げる者以外の」に改め、同条第三項中「常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数を超えるを」を「第一項第一号イ又はロに掲げる者以外の」に改め、同条第四項中「組合員の数が同項同号に掲げる数を超えることとなつた日」を「組合員が同号イ又はロに掲げる者でなくなつた日」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「常時」を「資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時」に、「者」を「会社及び個人」に改め、同条第二号中「常時」を「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時」に、「三十人」を「五十人」

に、「者」を「会社及び個人」に改め、同条第三号中「常時」を「資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時」に、「者」を「会社及び個人」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号ノ三中「常時三十人」を「一千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人」に改め、同項第三号及び第四号中「常時」を「五千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時」に改め、同項第五号中「常時三十人」を「一千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人」に改め、同項第六号中「常時」を「五千万円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時」に改め、同項第七号中「常時三十人」を「一千万円(商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五千万円)以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人(商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人)」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第四条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一千万円」を「五千万円(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者について

は、一千万円)に、「三十人」を「五十人」に改め、同条第二号中「事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえない」を「事業者が五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である」に改め、同条第四号中「常時三十人」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同条第五号中「常時三百人」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人」に改め、同条第六号中「常時五十人」に改め、同条第六号中「常時」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時に改める。

附則

1 この法律は、中小企業基本法(昭和三十八年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する商工組合に関する中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項(同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定の適用については、この法律の施行後一年間は、改正後の同法第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由 中小企業基本法の施行に伴い、中小企業等協同組合法その他の関係法律における中小企業者の定義等を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

右

昭和三十八年五月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律で「親事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一千万円をこえ五千万円以下の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつ

て、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

て、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

4 この法律で「下請事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの
- 二 個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

下請代金支払遅延等防止法の施行後の経験にかんがみ、かつ、中小企業基本法の制定に際し、親事業者及び下請事業者の定義を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清澤一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長清澤寛君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔清澤寛君登壇〕

○清澤寛君 ただいま議題となりました中小企業基本法案外四件につきまして、商工委員会における審査の経過並

びに結果を御報告申し上げます。最初に、中小企業基本法案について申し上げます。

わが国の中小企業が鉱工業生産の拡大、商品流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用機会の増大等、国民経済のあらゆる領域にわたつてその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してまいりましたことは、いまさら申し上げるまでもありません。

しかるに最近に至り、企業間に存在する生産性その他の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとつて大きな制約要因となつております。さらに貿易の自由化、技術革新の伸展等による需給構造の変化と労働力の供給不足とは、中小企業の存立の基盤を大きく変化させようとしておるのであります。

本案は、このような事態に対処して、中小企業の経済的、社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長してその成長発展をはかり、もつてわが国経済の均衡ある成長を達成するために、中小企業の進むべき新たな道を明らかにし、中小企業政策の目標を示す目的をもつて提案されたものであります。本案の内容につきまして、その概要を申し上げます。

まず、前文においては、以上述べました趣旨と目的を明らかにし、次いで第一章総則におきまして、第一に、国の中小企業政策の目標は、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的、社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長してその成長発展をはかり、あわせて中小企業従事者の地位の向上に資する

ことにあると規定しております。第二に、中小企業者の範囲は、おおむね、鉱工業等にあつては資本金五千万円以下または従業員数三百人以下、商業、サービス業にあつては同じく一千万円以下または五十人以下のものとし、施策ごとに定めるものとしております。

第三に、政策の目標を達成するための重点的な方向として八項目をあげ、これについて必要な施策を総合的に講ずべきこととし、また地方公共団体もこれに準じて施策を講じ、中小企業者以外の者もこれに協力しなければならぬこととしております。第四に、政府に対し、施策の実施に必要な法制上、財政上の措置、中小企業の実態調査の実施、国会に対する年次報告を義務づけております。

以上が第一章であります。第二章から第六章までにおいては、第一章で方向づけられた施策について方針を示しておるものであります。

第二章は、中小企業構造の高度化の施策を中心としており、第一に、中小企業の設備の近代化、技術の向上、経営管理の合理化の施策、第二に、企業規模の適正化、事業の共同化、商業、事業転換の円滑化の施策、第三に、中小企業における労働関係の適正化及び従業員福祉の向上の施策を講ずることとしております。

第三章は、事業活動の不利の補正を中心とし、第一に、過当競争の防止、下請取引の適正化の施策、第二に、事業活動の機会の適正な確保、国等からの受注機会の確保、輸出の振興、輸入品との関係の調整の施策を講ずることとしております。

第四章は、小規模企業者について特
にその経営の改善、発達と従事者の生
活の安定について考慮を払うより規定
してあります。

第五章は、資金の融通の適正円滑化、
企業資本の充実、税負担の適正化につ
いて施策を講ずることとしておりま
す。

第六章は、行政機関の整備、中小企
業団体の整備につき施策を講ずること
としてあります。

第七章は、中小企業政策審議会の設
置に關するものであります。

次に、中小企業指導法案について申
上げます。

第一に、通商産業大臣は、毎年、中
小企業近代化審議会の意見を聞いて、
国、都道府県等及び日本中小企業指導
センターが行なう中小企業指導事業の
実施に關する中小企業指導計画を定
め、その要旨を公表するとともに、都
道府県知事等に通知するものとし、都
道府県知事等は、その都道府県の中小
企業指導計画を定め、通商産業大臣に
届け出ることとしてあります。

第二に、通商産業大臣は、中小企業
指導事業の実施基準を定め、診断担当
者の登録を行なうほか、都道府県等の
中小企業指導計画の作成等について助
言することができるとしてあります。

第三に、国は、都道府県等の中小企
業指導計画に基づく事業の実施につい
て、予算の範囲内で経費の一部を補助
することができること。

第四に、日本中小企業指導センター
は、資本金五千万円全額政府出資の法
人とし、中小企業指導担当者の養成、

研修等の業務を行なうこと等でありま
す。

次に、中小企業信用保険法改正案の
内容を申し上げます。

第一に、中小企業者の定義を中小企
業基本法の趣旨に合致するように改め
ること、第二に、特定業種について、
設備近代化等のための融資にかかる設
備近代化保険の制度を新設すること、
以上であります。

次に、中小企業等協同組合法等の改
正案は、中小企業等協同組合法、中小
企業団体の組織に關する法律、商工組
合中央金庫法及び中小企業金融公庫法
の四法律に於ける中小企業者の定義
を、中小企業基本法案の趣旨に合致す
るよう改めるものであります。

最後に、下請代金支払遅延等防止法
の一部を改正する法律案の内容は、經
済の発展に伴う企業規模の拡大及び中
小企業基本法の趣旨に即応し、資本金
一千万円から五千万円までの下請事業
者を新たに法律による保護の対象に加
えるものであります。

以上の五法律案は、それぞれ、二月
十九日、二月十一日、二月二十五日、
二月二十七日、五月十五日に当委員会
に付託され、五月三十一日より一括し
て質疑に入り、六月二十日に至り質疑
を終局いたしました。

引き続き、自由民主党より中小企業
基本法案、中小企業指導法案及び中小
企業信用保険法の一部を改正する法律
案のそれぞれに対する修正案が提出さ
れ、採決に付しましたところ、いずれ
も全会一致をもって修正案のとおり修
正議決すべきものと決しました。

次に、中小企業等協同組合法等の一
部を改正する法律案及び下請代金支払

遅延等防止法の一部を改正する法律案
は、採決の結果、両案とも全会一致を
もって原案のとおり可決すべきものと
決しました。

中小企業基本法案に対する修正は、
第一に、前文及び政策の目標において、
中小企業の経済的社会的制約による
「不利を補正する」とあるのを、「不利
を是正する」に改めること、第二に、
中小商業に対する施策の対象に「中小
サービス業」を加えること、第三に、
事業活動の機会を適正な確保の施策と
して、「紛争処理のための機構の整備」
を例示すること、第四に、国等からの
「受注の機会を増大を図る」ことを明ら
かにすること、第五に、小規模企業の
従事者に対し、「金融、税制その他」に
ついて考慮をはかることを明確にする
こと、第六に、中小企業に対する「資
金の確保」をはかることを明らかにす
ること、以上であります。

また、中小企業指導法案及び中小企
業信用保険法の一部を改正する法律案
に対する修正は、いずれも施行期日を
「公布の日」に改めるものであります。
以上、はなはだ簡単であります。す
が、御報告を終わります。(拍手)

〔参照〕
中小企業基本法案に対する修正
案(委員会修正)
中小企業基本法案の一部を次のよ
うに修正する。
前文及び第一条中「不利を補正」を
「不利を是正」に改める。
第十四条の見出しを「(商業及び
サービス業)」に改め、同条第二項中
「中小商業」の下に「又は中小サービ
ス業」を加える。

第十九条中「図るため」の下に
「紛争処理のための機構の整備等」
を加える。
第二十条中「受注の機会を確保す
る」を「受注の機会を増大を図る」に
改める。
第二十三条中「期することができ
る」の下に「金融、税制その他
の事項につき」を加える。
第二十四条中「資金の融通の適正
円滑化」を「資金の確保」に改める。

中小企業指導法案に対する修正
案(委員会修正)
中小企業指導法案の一部を次のよ
うに修正する。
附則第一条中「昭和三十八年四月
一日」を「公布の日」に改める。

中小企業信用保険法の一部を改
正する法律案に対する修正
案(委員会修正)
中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案の一部を次のように修正
する。
附則中「昭和三十八年四月一日」を
「公布の日」に改める。

第十九条中「図るため」の下に
「紛争処理のための機構の整備等」
を加える。
第二十条中「受注の機会を確保す
る」を「受注の機会を増大を図る」に
改める。
第二十三条中「期することができ
る」の下に「金融、税制その他
の事項につき」を加える。
第二十四条中「資金の融通の適正
円滑化」を「資金の確保」に改める。

中小企業指導法案に対する修正
案(委員会修正)
中小企業指導法案の一部を次のよ
うに修正する。
附則第一条中「昭和三十八年四月
一日」を「公布の日」に改める。

中小企業信用保険法の一部を改
正する法律案に対する修正
案(委員会修正)
中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案の一部を次のように修正
する。
附則中「昭和三十八年四月一日」を
「公布の日」に改める。

〇議長(清瀬一郎君) たいだいま議題と
なっております五案に対しは、それ
ぞれ修正案が提出されております。

中小企業基本法案に対する修正案
提出者
田中 武夫 永井勝次郎
久保田鶴松 岡田 利春
北山 愛郎 久保田 豊

昭和三十八年六月二十六日

附則
前文第二項中「企業間に存在する」
の下に「所得、労働関係」を加え、
「他方、貿易の自由化、技術革新の
進展、生活様式の変化等による需給
構造の変化と経済の著しい成長に伴
う労働力の供給の不足は、中小企業

小村 ちづ 多賀谷貞裕
中村 重光 西村 力弥
山口シヅエ
賛成者
安宅 常彦外百二十三名

目次
第一章 総則(第一条—第十一条)
第二章 中小企業構造の高度化等
(第十二条—第十九条)
第三章 事業活動の不利の補正
(第二十条—第二十六条)
第四章 勤労事業者等に対する政
策(第二十七条—第三十
一条)
第五章 金融、税制等(第三十二
条—第三十三条)
第六章 中小企業者と大規模事業
者等との間の紛争の調整
(第三十四条—第三十六
条)
第七章 行政機関及び中小企業団
体(第三十七条—第三十
八条)
第八章 中小企業政策審議会(第
三十九条—第四十四条)

附則
前文第二項中「企業間に存在する」
の下に「所得、労働関係」を加え、
「他方、貿易の自由化、技術革新の
進展、生活様式の変化等による需給
構造の変化と経済の著しい成長に伴
う労働力の供給の不足は、中小企業

の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。」を「これは国民経済の二重構造がもたらした結果であつて、中小企業の経済的社会的地位の向上を図るためには、まず国民経済の二重構造の解消に努めなければならない。」に改める。

前文第三項中「このような事態に対処して、」を削り、「小規模事業の従事者」を「勤労事業者及びその雇用する労働者」に改め、「不利を補正する」とともに「不利を解消し」に、「自主的な努力」を「自主的な経営」に改める。

第一条を次のように改める。
(政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を解消するとともに、中小企業者の自主的な経営を助長し、企業間における所得、労働関係、生産性等の諸格差をなくすため、国民経済の二重構造を解消し、中小企業がいかなる場合においても大企業に對し不利とならないようにすることを旨とし、中小企業の成長発展を図ることにあるものとする。

第二条を次のように改める。
(中小企業者の定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。
一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出

資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 この法律に規定する諸条項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて、前各号に掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

2 この法律において「勤労事業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。
一 前項第一号から第三号までに掲げる者であつて、常時使用する従業員の数がおおむね十人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が百万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前項第一号から第三号までに掲げる者であつて、常時使用する従業員の数がおおむね三人以下の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 この法律に規定する諸条項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて、前二号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

3 この法律に規定する諸条項を実施するための法令において、特定の業種については、中小企業者の範囲につき別段の定めをすることができ、

第三十三条を第四十四条とし、第二十八條から第三十二条までを十一条ずつ繰り下げ、第七章を第八章とする。

第六章を第七章とし、第二十六条中「第四條を第五條に改め、同章中第二六條及び第二七條をそれぞれ第三七條及び第三八條とする。

第五章の次に次の一章を加える。
第六章 中小企業者と大規模事業者等との間の紛争の調整

(国の任務)
第三十四条 国は、中小企業者と大規模の事業者等との間に生ずる紛争について必要な調整措置を講ずることにより、正常な経済秩序の維持を図るものとする。
(中小企業調整委員会)
第三十五条 中小企業者と大規模の事業者等との間に生ずる紛争につき、あつせんし、調停し、又は裁

定するため、別に法律で定めるところにより、中小企業者、大規模の事業者、労働者、消費者及び学識経験のある者をもつて組織する中小企業調整委員会を設置する。

2 中小企業調整委員会は、中央中小企業調整委員会及び地方中小企業調整委員会とする。

3 中央中小企業調整委員会は中小企業省に置き、地方中小企業調整委員会は都道府県が設けるものとする。

第三十六条 中小企業調整委員会があつせんし、調停し、又は裁定する紛争は、おおむね次に掲げるものとする。
一 組合(別に法律で定める組合をいう。以下同じ。)を直接又は間接に構成する者と取引関係がある大規模の事業者と組合との間における取引条件に関する団体協約を締結するための交渉に關し生じた紛争

二 組合が調整事業又は総合調整事業に關する事項について団体協約を締結するための交渉に關し相手方との間に生じた紛争

三 製造業者又は卸売業者がその製造又は卸売に係る物品について行なう一般消費者に対する販売事業に關し、その製造業者又は卸売業者とその物品と同種の物品について小売業者を営む中小企業者との間に生じた紛争

四 前号に掲げるもののほか、小売業者を営む中小企業者以外の者が行なう一般消費者に対する販売事業に關しその者と小売業者

営む中小企業者との間に生じた紛争
第五章中第二十四条及び第二十五条を次のように改める。
(金融の確保等)
第三十二条 国は、中小企業者に対する資金の確保と金融の円滑化を図るため、政府関係金融機関の拡充強化と信用補完事業の充実に努めるとともに、民間金融機関の融資総額の一定割合以上が常に中小企業者に対して貸し付けられるようにするための措置を講じなければならない。

2 国は、勤労事業者に対しても、前項の措置を講ずるとともに、無担保金融等信用補完に特に配慮しなければならない。

3 国は、金融機関の集中融資を排除するため、原則として、当該金融機関の資本及び準備金の総額の十分の一をこえる金額を、一の事業者に対して貸し付けることができないこととするような措置を講じなければならない。

(税制上の施策)
第三十三条 国は、勤労事業者の所得の特殊性にかんがみ、勤労所得控除の制度及び家族労働者の給与所得に對する合理的な税制を確立しなければならない。

2 国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者が新たに取得し、又は製作してその事業の用に供する近代的設備について、特に短い期間内に減価償却ができるようにするため、税制上特別の措置を講じなければならない。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

3 国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者がその事業の用に供するための近代設備を取得し、又は製作するために資金の積立てについては、税制上特別の措置を講じなければならぬ。

第四章 勤労事業者等に対する政策

(勤労事業者等に対する政策の基本方針)

第二十七条 国及び地方公共団体は、勤労事業者の事業活動の自由を尊重することを旨として、その者及びその雇用する労働者の生活の安定を図るため必要な助成と保護をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、中小企業者のための施策を講じようとするときは、特に勤労事業者に対し十分な配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、中小企業者の零細化の傾向を解消するため、積極的な施策を講じなければならない。

(雇用の拡大)

第二十八条 国及び地方公共団体は、勤労事業者及びその雇用する労働者のうちに潜在的失業者が多数含まれている現状にかんがみ、積極的に産業を振興して雇用の拡大を図り、その状態を解消するように努めなければならない。

(勤労事業者に対する援助及び指導)

第二十九条 国及び地方公共団体は、経済的に存立しうる条件を備

えている勤労事業者に対しては、事業の体質改善その他事業経営の発展のため必要な援助を与えなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の条件を備えていない勤労事業者に対しては、その生活の安定を図るため、事業の転換の指導及び応急的救済のための措置を講じなければならない。

(勤労事業者等の所得の増大に対する施策)

第三十条 国は、勤労事業者及びその雇用する労働者の所得の増大を図るため、事業経営の近代化のための施策を講ずるとともに、その労働者のための最低賃金制の普及を図るよう努めなければならない。

(勤労事業者の協同組織化に対する助成)

第三十一条 国及び地方公共団体は、勤労事業者がその事業経営を近代化し、及び経済の発展に順応することができるようになるため、勤労事業者の協同組織化について積極的に助成しなければならない。

第三十二条 国は、中小企業者の存立の基盤を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図るため、中小企業者の事業分野として適切であると認められる業種に属する事業については、これを中小企業者の事業

分野として確保するものとする。

第二十三条 政府は、前条の中小企業者の事業分野の確保を図るため製造業、建設業及びサービス業に属する事業のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、経済的に中小規模の企業形態による経営にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業の分野に大規模の事業者が進出することが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認められる事業を指定するものとする。

2 国は、前項の規定に基づき指定された業種に属する事業については、大規模の事業者がその事業を新たに開業し、又は事業設備を新設し、若しくは増設することに対して必要な規制を定めるものとする。

第三章中第十七条及び第十八条をそれぞれ第二十条及び第二十一条とする。

第二章中第十六条を次のように改める。

(労働福祉及び社会保障に関する施策)

第十九条 国は、中小企業者をして、その雇用する労働者の賃金その他の労働条件が大規模の事業者の雇用する労働者のそれに比して劣ることがないように努めさせるとともに、その事業の経営に対する労働者の自発的協力が得られるよう近代労働関係の確立に努

めさせるように積極的に指導しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、中小企業者の雇用する労働者の福祉を増進するため、労働福祉施設を設置するとともに、中小企業者が共同して行なうこれらの労働者のための福祉事業を推進し、及び助成するため必要な措置を講じなければならない。

3 国は、勤労事業者及びその雇用する労働者の福祉を増進するため、これらの者のすべてが健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入することができるよう措置を講じなければならない。

4 国は、前項の場合においては、勤労事業者の負担を軽減するため必要な措置を講じなければならない。

第二章中第十五条を第十八条とし、第十四条中「第九条」を「第十二条」に、「第十一条」を「第十四条」に改め、同条を第十七条とし、第十三条中「第九条」を「第十二条」に改め、同条を第十六条とし、第九条から第十二条までをそれぞれ三条ずつ繰り下げる。

第一章中第七条及び第八条をそれぞれ第十条及び第十一条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(中小企業者の組織の基本的性格)

第八条 中小企業者の組織は、中小企業者が事業活動の機会を確保し、及びその安定と発展を期するために、相互扶助の精神に基づき自主的に團結するもので、原則として、次の各号に掲げる要件を備

えるものでなければならない。

一 構成員の相互扶助を目的とすること。

二 構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。

四 剰余金の配当は、主として事業の利用分量に応じて配当をするとき、その限度が定められていること。

2 中小企業者の組織の運営に当たつては、前項の趣旨に沿うため、次の各号に掲げる事項が守られなければならない。

一 その行なう事業によつてその構成員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の構成員の利益のみを目的としてその事業を行なわないこと。

二 特定の政党のために利用しないこと。

3 中小企業者の組織は、中小企業者が積極的に加入して協同活動を行なうことによつてその共通の利益を増進しうるようなものでなければならない。

第九条 この法律に定める中小企業者の組織については、別に法律で定める。

第一章中の第六条の見出しを「中小企業者の自主的経営」に改め、同条第二項中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第七条とし、第五条中「第三項第一項」の下に「及び前条を加え、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

昭和三十三年六月二十六日 衆議院会議録第四十号 中小企業基本法案外四案

(中小企業省の設置)

第四条 国は、中小企業者に対する施策を積極的に推進するための行政機関として、別に法律で定めるところにより、中小企業省を設置する。

中小企業指導法案に対する修正案
右の議案を提出する。

昭和三十八年六月二十五日

提出者 田中 武夫君

賛成者

安宅 常彦外百三十二名

正 中小企業指導法案に対する修正案
中小企業指導法案の一部を次のように修正する。

第二条を次のように改める。

(中小企業者の定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいふ。

- 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 この法律に規定する諸条項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて、前各号に掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

第四十一条中「又は職員」を削る。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

右の議案を提出する。

昭和三十八年六月二十五日

提出者 松平 忠久

賛成者

安宅 常彦外百三十二名

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

- 第二条第三項の規定を除き、同条の改正に関する部分を次のように改める。
- 第二条第一項第一号から第三号までを次のように改める。
- 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものを含む。以下同じ。

資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものであつて、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」といふ。)を行なうもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものであつて、特定事業を行なうもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

三の二 中小企業等協同組合(塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものを含む。以下同じ。)

農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行なう者

であるもの

第二条第一項第六号中「常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの」に改め、同項第七号中「常時三百人以下の従業員を使用する者」を「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの」に改め、同条に次の一項を加える。

第三条の改正に関する部分中「国民金融公庫(以下「金融機関」と総称する。)

右の議案を提出する。

昭和三十八年六月二十五日

提出者 板川 正吾

賛成者

安宅 常彦外百三十二名

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

- 第一条中第七條第一項第一号の改正規定を次のように改める。
- 第七條第一項第一号を次のように改める。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 常時使用する従業員の数が三百人以下の事業者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下の事業者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(ロに掲げる業種及びハの政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 常時使用する従業員の数が三十人以下の事業者であつて、商業又はサービス業(ハの政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の事業者であり、かつ、会社(ロに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む会社を除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下の事業者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第三項の改正に関する部分中「イ又はロ」を「イからハまで」に改める。

- 第二条中第五條の改正に関する部分を次のように改める。
- 第五条を次のように改める。
- 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものを含む。以下同じ。

百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの

であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む会社を除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第三号中第七条第一項の改正に關する部分を次のように改める。

第七号中「常時三百人以下の従業員ヲ使用する者ナルモノ」を「常時使用する従業員ノ数が三百人以下ノ者ニシテ且会社ニ付テハ資本ノ額又ハ出資ノ総額ガ三千万円以下ナルモノ」に改め、同項第七号中「三十人以下ノ従業員ヲ使用する者ナルモノ」の下に「商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ常時使用する従業員ノ数が三百人以下ノ者ニシテ且会社ニ付テハ資本ノ額又ハ出資ノ総額ガ三千万円以下ナルモノ」を加える。

第四条中第二条の改正に關する部分を次のように改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものであつて、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」といふ)を行なうもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものであつて、特定事業を行なうもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第二号中「事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえないもの」を「事業者の常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの」に改め、同条第五号及び第六号中「常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のもの」に改める。

は出資の総額が三千万円以下のものに改め、同条第五号及び第六号中「常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであるもの」に改める。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

右の議案を提出する。
昭和三十一年六月二十五日
提出者 板川 正吾
賛成者 安宅 常彦外百三十二名

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

正
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の一部を修正する。

第二条第三項及び第四項の改正規定中「五千万円」を「三千万円」に改める。

お手元に配付されておるものをごらんいただきたいと存じます。

以下、主要な修正部分について御説明を申し上げます。

第一は、中小企業の定義であり、政府案は、鉱工業及び運送業等については、資本金五千万円以下、並びに常時従業員三百人以下、商業、サービス業等については、資本金一千万円以下、並びに常時従業員五十人以下、このように規定しておるのであります。これを鉱工業、運送業等については、資本金三千万円以下、かつ従業員三百人以下、商業、サービス業等については、従業員三十人以下、このように改めようとするのであります。

日本の全産業の事業所がどのくらいあるかといへば、三百二十九万七千であります。そのうち大企業はわずかに五千内外でありまして、残りの三百二十九万二千は中小企業であります。でありますから、中小企業と規定いたしますならば、全企業一五千万の大企業を除く残りの三百二十九万二千は、ほとんど中小企業の範囲に入るものであります。政府の案は、資本金並びに従業員と、この規定してありまして、資本金が五千万円以下であれば従業員は五百人でもよろしい、従業員が三百人以上であれば資本金は一億円でもよろしい、このように二つの条件のうち、一つが該当しておれば、その残りの一つがどのように入るとも、中小企業としてその範囲に入れるという、上へ上へと範囲を拡大し、条件をゆるめていくというやり方でありまして、大企業がわずかに五千より残っておらないのに、その部分ほとんど中小企業の

範囲を拡大するというような、こういう考え方は、中小企業の実情に対する正しい把握をしておらないことである。でありますから、われわれは、ここにたまたま申し上げました、資本金は三千万円以下、従業員は三百人以下、このようにふたつを修正をし、上のほうへ伸びていくのは相当シビアにして、そして手がたく中小企業という産業の構造上、同じような種類の業者を対象にしまして、きめこまかい中小企業の対策を進めようとするものであります。(拍手)

さらに中小企業一般の中に、零細企業の特長な条件というものをわれわれは認めまして、一般中小企業から分離して、勤労事業者、このように区分けいたしましたして、この関係についても手厚く政策の対象としていこうとおるのであります。それは鉱工業、運送業等については、資本金百万円以下、常時従業員十人以下、商業、サービス業等については資本金は同様に少なくして、従業員は三人以下、非常に少なくなしほりまして、これは生活のために行なうところの企業でありますから、単に経済ベースだけではなしに、社会政策的なベースで手厚くこれを育て上げ、あるいは生活の安定をはかる施策を加えていこうという考えのもとに、このようにふたつに区分けいたしましたのであります。このように点から見ましてあります。このように点がいろいろあります。いづれの場合がよろしいかということ、賢明な皆さんがよくおわかりのことと思ひますので、原案に固執することなく、修正に御賛成をいただきましたと思うのであります。(拍手)

範囲を拡大するといふような、こういう考え方は、中小企業の実情に対する正しい把握をしておらないことである。でありますから、われわれは、ここにたまたま申し上げました、資本金は三千万円以下、従業員は三百人以下、このようにふたつを修正をし、上のほうへ伸びていくのは相当シビアにして、そして手がたく中小企業という産業の構造上、同じような種類の業者を対象にしまして、きめこまかい中小企業の対策を進めようとするものであります。(拍手)

さらに中小企業一般の中に、零細企業の特長な条件というものをわれわれは認めまして、一般中小企業から分離して、勤労事業者、このように区分けいたしましたして、この関係についても手厚く政策の対象としていこうとおるのであります。それは鉱工業、運送業等については、資本金百万円以下、常時従業員十人以下、商業、サービス業等については資本金は同様に少なくして、従業員は三人以下、非常に少なくなしほりまして、これは生活のために行なうところの企業でありますから、単に経済ベースだけではなしに、社会政策的なベースで手厚くこれを育て上げ、あるいは生活の安定をはかる施策を加えていこうという考えのもとに、このようにふたつに区分けいたしましたのであります。このように点から見ましてあります。このように点がいろいろあります。いづれの場合がよろしいかということ、賢明な皆さんがよくおわかりのことと思ひますので、原案に固執することなく、修正に御賛成をいただきましたと思うのであります。(拍手)

いづれの場合がよろしいかということ、賢明な皆さんがよくおわかりのことと思ひますので、原案に固執することなく、修正に御賛成をいただきましたと思うのであります。(拍手)

いづれの場合がよろしいかということ、賢明な皆さんがよくおわかりのことと思ひますので、原案に固執することなく、修正に御賛成をいただきましたと思うのであります。(拍手)

いづれの場合がよろしいかということ、賢明な皆さんがよくおわかりのことと思ひますので、原案に固執することなく、修正に御賛成をいただきましたと思うのであります。(拍手)

いづれの場合がよろしいかということ、賢明な皆さんがよくおわかりのことと思ひますので、原案に固執することなく、修正に御賛成をいただきましたと思うのであります。(拍手)

官報(号外)

第二は、中小企業省の設置についてであります。中小企業の抜本的な総合政策を実施しますには、大企業の代弁機関と化しつつあります通産省の一部局としての中小企業庁では、とうてい不可能であります。そこで新たに中小企業省を設置いたしましたとして、通産省と対等の立場において、強力に中小企業者の利益を擁護しようとするものであります。

第三は、中小企業の組織についてであります。中小企業の経営を近代化し、発展させて、大企業と対等の地位に引き上げますためには協同化が必要であります。在来の多種多様な組織を排し、組織原則としておるのであります。そして、その設立を簡易にし、これに国が積極的な助成措置を講ずることによって、協同組合に入ったほうが利益である、中小企業にとって有利であるという条件をつくり上げ、もって組織化を促進しようとするものであります。

第四は、大企業との関係についてであります。今日の中小企業の困窮は、大企業からの圧迫、進出によるものが大きいのであります。中小企業の適切な事業分野に大企業がむやみに進出することを規制し、官公需の発注についても大企業等のひとり占めを排除いたしまして、中小企業に一定割合を確保することにしております。また、下請企業に対する大企業の不正な取引行為を厳に取り締まりまして、さらに中小企業の協同組織による団体交渉権を確立し、大企業と対等の地位を確保するように改めたのであります。

第五は、零細な勤労事業者に対する政策についてであります。定義においてわれわれは一般中小企業から分離して規定しておりますが、特に組織、税制、金融、労働福祉、社会保障の全般にわたります。特別の優遇立場をあげて考慮しつつ、特別の優遇保護助成策を提起してあるのであります。政府案が最終段階になって中小企業者の強い反対に会い、やっとな小規模事業者の定義を付加しただけでありまして、内容は何もありません。この改正においては税制、社会保障等について触れておるのであります。政府案の零細業者無視に對しまして、この修正は零細企業を切り捨てようとする政府の施策を補おうとするものであります。

第六は、商業政策についてであります。従来、政府の施策は工業に片寄っておりまして、商業政策はきわめて欠除してあるのであります。このため、流通秩序は混乱し、百貨店、スーパーマーケットの不当進出、メーカー、問屋の乱売、小売り市場の乱立など、それだけでなく相互の過当競争に悩む一般小売り業者がより一そう苦境に追い込まれておる現状であります。そこで修正案は、特に商業政策の確立を強調し、商品の流通秩序維持のため、メーカー、卸売り業者による直接小売行為の制限、百貨店、スーパー

メーカーの不当進出の規制をはからんとするものであります。同時に他方では、消費者に対するサービスとしての商業本来の立場から、一般小売り業者のみずからの経営改善、近代化を促進助成することによって、大資本商業と十分に対抗し得るまでにその地位の安定向上を期しているものであります。以上がおもな修正点であります。何とぞ、原案と比べまして、修正に御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより質疑に入ります。
 本案及び修正案に対する質疑を一括して行ないます。松平忠久君。

〔松平忠久君登壇〕
 ○松平忠久君 たいだいま逡澤商工委員長から報告がありました中小企業基本法案外四件の中で、中小企業基本法案及び永井勝次郎君から提案趣旨の説明がありました同修正案につきまして、日本社会党を代表して、商工委員長、池田総理及び関係閣僚並びに修正案の提出者に対して質問を行なわんとするものであります。(拍手)

逡澤委員長は、元来建設関係には相当経験もあり、識見もお持ちになつておるのであります。商工関係については逡澤委員長自身が、私はさぶのしろうとであるから、ひとつ理事の皆さん方から助言をしてもらいたい、こういうことで、今日までつとめて与野党の理事の助言をいれてまいりましたのであります。この点に關しましては、この委員会の運営に關して、われわれもこれを了としておいたのであります。

当初、本法案はせっかく修正の作業が進んでいたので、まず修正案を妥結するために、その決定が数日おくれでも差しつかえないではないか、こういうわが党の申し入れに對しまして、参議院に送る、こういうことでこれを強く主張いたしました。一方的に採決を行なつたのであります。その結果は、この法案はこの二十六日、本日上程されることになつたわけでありまして、わが党の主張をいれておつたほうが、はるかに円満かつ早道であつたといふことは、委員長自身も今日は認めておるところであらうと思つております。(拍手) 逡澤委員長もいたずらに好々爺の面だけに終始することなく、き然たる態度をもつて将来を予測しながら、与野党の意見の調整をはかりました。円満なる議事の運営をはかりました。今日のような結果にはならなかつたものと信じます。(拍手)

中小企業基本法案の審議にあつても、委員長を中心として開かれました理事の懇談会において、与野党よりそれぞれ二名の委員をあげて修正の作業を行なわせることに決定して、その作業が進行中であつたのであります。しかるに、社会労働委員会におけるいわゆる失対法案をめぐる与野党の衝突があるや、与野党は四人委員会の結論が出ようとしているやさきに、にわかにかの話し合いを打ち切りまして強行採決の挙に出たことは、全く理解に苦しむところでありました。(拍手)

第二の点は、公聴会における各公述人の意見と、委員会審議との関係についてであります。御承知のとおり本法案は、社会党提出の中小企業基本法案、及び同組織法案並びに民社党提出の法案とともに、大阪、名古屋、東京においてそれぞれ公聴会を開き、二十数人の学識経験者の意見を聴取しました。その際、阪大の藤田教授、名古屋大学の末松教授、慶応大学の伊東教授をはじめとして、ほとんど全部の公述人は、異口同音に三案の長所を取り入れて、よりりつばなものにしてもらいたいとの意見が述べられたのであります。(拍手) このことは委員長もよく御記憶のところであらうと思つます。しかるに、今回の自民党の修正案は、おさなりのところを若干修正した程度にとどまり、ただお茶を濁すようなやり方をとつたことは、公聴会の意見を全く軽視したものと思はれません。従来より国会審議には、公聴会の意見軽視の弊風があつて、識者の批判を買つております。公聴会に對し単なる民主主義のカムフラージュとしての価値しか認めないのか。この慣習は改め

会定の例でもない日に突然委員会を開催して、四人委員会で妥結した修正点をオミットしたところの独自の修正案を可決し、一方的に採決したのであるか。しかも、中基法以外の関連法案はほとんど一回も審議をしていないにもかかわらず、十は一から付式に可決したことは、日ごろおとなしい委員長だけにかかるとは、驚かされてのしわざであるか、はなはた不可解、かつ無意味に感じておるのであります。まず、この点についての委員長の釈明を求め次第であります。(拍手)

られなければなりません。もし、過般の公聴会の公述人の意見を参考にするならば、わが党提出のごとき修正ができていなければならぬはずであります。(拍手)委員長は公聴会に対していかなる見解をお持ちか、また、今回の中小企業基本法案等の審議にあつたどの程度これを参考としたか、以上二点をお伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、法案の内容に関連して、まず池田総理に若干質問申し上げます。

今日の中小企業は、その生産性、所得及び労働条件等において、大企業との間に著しい格差があることは、政府の原案においてもこれを認めておるものごとくであります。しからばその格差は何によつて生じたか、政府の原案にはその分析がまことにあいまいであります。今日多くの学者の見解では、この格差の生じたおもなる原因は、わが国資本主義の発展過程の中に包蔵されておるのであります。

わが国は、明治維新によつてある程度封建制度を打破しました。しかしながら、いまだ封建的思想が残つておるこの段階において、欧米からいわゆる資本主義の思想が入つてまいりました。この資本主義の思想が、国内においてはぐくまれてきたところの初期の商業資本主義と結びついて、ここに日本においてはいわゆる政府の保護を受けながら、大資本と権力が結びついてきた。これがわが国の資本主義の発展の獲得の過程であります。(拍手)すなわち、わが国にはヨーロッパにおけるような資本の横暴に対してキリスト教的なブレーキもありません。また、アメリカの資本主義の発展過程に見られるようなビュリタンの思想である

ジャステイスとかフェアプレーとかという道徳的な規範によるブレーキもございません。したがつて、わが国では資本主義の発展の過程においては、ほとんど欧米に見られないような弱肉強食が行なわれて、中小企業はいつも大企業に対して従属的な立場に置かれ、今日見られるごとき前近代の系列化の現象が普遍化しておるのであります。(拍手)明治以来の金融、税制、法律、制度、慣習等はこのような発展過程の中にあって、いわゆる上部構造としてでき上がつておるのであります。したがつて、この上部構造にメスを加えるのでなければ、中小企業の地位の向上は至難であります。しかるに、政府の原案は、このような明白な分析をほかにしておつて、その態度をあいまいにして処方せんを書くことによりまして、政府は、何ゆゑにこの点をことさらにあいまいにしてその分析を避けておられるのか。総理は、このようなわが国の経済史の発展の事実にかんがみて、中小企業の置かれておる今日の立場に對していかなる見解を持つておるか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

このような経済的、社会的構造の欠陥のほかにも、もう一つ中小企業問題の解決を困難ならしめておる原因は、その過剰性にあります。中小企業の過当競争については今日まで二、三の法律があつて、若干その解決に資してまいりました。しかし、中小企業の過当競争を中小企業の範囲内だけで解決するといふことはなほ困難であります。そのよつてきた原因は、人口と天然資源とのアンバランス、これが重大な一因であることは申すまでもありません。この点については、結局国際的解決を要する点であつて、長期にわたつて解決を進めなければなりません。が、これについて外務大臣にもし粗負があるならば承りたいと存じます。(拍手)

さて、ここでさしあつたつて次の二つのことを、国内的、国際的に考へて実行に移さなければなりません。すなわち、その第一は、各種の年金制度あるいは共済制度等を含む給与体系の立て直しと定年退職制の検討であります。今日、定年退職で一時金及び年金等を合わせても老後の生活の保障にはなりません。ここに退職金を元手にして食ひ延ばしをはからなければならぬのが現状であります。今日、小売り商等が過当競争で困つておるのは、その一因はここにあり得るのであります。このことは、また農業の細分化を固定させておる原因ともなつております。

そこで政府は、公務員、公社、公団の職員及び民間企業の共済、年金制度あるいは最低賃金制を含むところの給与体系の全般についてすみやかに再検討して、定年退職者が十分食つていけるだけの体系を確立しなければ、この問題の解決にはなりません。この点についての総理の見解を承りたいと存じます。

もう一つの方法は、中小企業を中心とするところの海外経済協力体制の確立であります。

○議長(清瀬一郎君) 松平君、時間がきました。

○松平忠久君(純) 今日、東南アジア、インド等を中心とする開発途上にある国々は、いたすらに大企業の開発

のみに拘泥せず、バランスのとれた開発に向かつております。ところが、かかる情勢に対処するためのわが国の体制は全然整備されておられません。輸出入銀行、海外経済協力基金、輸出保険の制度はありますけれども、中小企業の海外進出及び経済協力には何ら役立っておりません。政府は、あらためてこの中小企業の海外協力関係をバックできるような既存の機構の整備と、一方、たとえば、イギリスにおけるごとく、投資保障条約の締結とかあるいは単独による保障制度の確立とか、その仕組みを整備しなければなりません。同時に、外務省の在外公館並びにジェトロの機能を検討する必要があります。これについての外務大臣、通産大臣、大蔵大臣の見解をお伺いいたします。(拍手)

次に、質問したい点は、中小企業省の設置の問題でございます。この点につきましても、ただいま永井議員からも提案の説明がございましたので、その趣旨は省略いたしますが、中小企業基本法に関連して、新しく制定される、または改正されるべき法案はその数が実に五十種類以上に及んでおります。今日の中小企業庁の弱体ではいかんともしることができない。したがつて、政府は、今日ベルギー政府のもとにおける中小企業省のごときものを設置する必要があると思ひますが、これに対する総理の見解を承りたいと存じます。

もう一つ、小企業について御質問を申し上げます。

小企業につきましては、昭和三十二年に小組合の制度ができました。中小企業等協同組合法第二十三条の三に

よつて、金融上、税法上の特別の措置を講ずることになつておりますが、今日まで大蔵大臣は、この問題については何もしておられない。どういふわけであるか、この点もお伺いしたいと存じます。

また、小売商業調整特別措置法の規定するところの紛争の解決の問題を政府によつてきめることになつておりますが、この政令は四年間公布されておられません。通産大臣は、何ゆゑにこの四年間この政令を公布しないのか、これをお伺いしたいと存じます。(拍手)

さらに、小企業の福祉対策につきましても、厚生大臣並びに労働大臣にお伺いしたいと存じます。

今日、最も必要なのは、健康保険等の社会保険であります。これは一休小企業に対してどういふことを考へておられるのか。また、労働大臣は、家内労働法の制定に対してどういふ見解を持つておるかお伺いいたします。

最後に、池田総理に對しまして、職人局を設置する考えがあるかどうか。すなわち、大工、左官、とび職、板金、建具屋、かじ屋等のこの盲点に對しまして、ヨーロッパに見られるごとく、職人局を設置しなければなりません。職人局を設けなければならぬと存じます。あわせて総理の見解を承りたいと存じます。

○議長(清瀬一郎君) 制限時間がまいりましたが……

○松平忠久君(純) 以上によりまして私の質問を終わります。(拍手)

〔途澤寛君登壇〕

○途澤寛君 私に對する松平議員の質疑の要旨は次の二点と存じます。

第一点は、中小企業基本法案その他二件について委員会の審議の途中であ

るのみならず、バランスのとれた開発に向かつております。ところが、かかる情勢に対処するためのわが国の体制は全然整備されておられません。輸出入銀行、海外経済協力基金、輸出保険の制度はありますけれども、中小企業の海外進出及び経済協力には何ら役立っておりません。政府は、あらためてこの中小企業の海外協力関係をバックできるような既存の機構の整備と、一方、たとえば、イギリスにおけるごとく、投資保障条約の締結とかあるいは単独による保障制度の確立とか、その仕組みを整備しなければなりません。同時に、外務省の在外公館並びにジェトロの機能を検討する必要があります。これについての外務大臣、通産大臣、大蔵大臣の見解をお伺いいたします。(拍手)

次に、質問したい点は、中小企業省の設置の問題でございます。この点につきましても、ただいま永井議員からも提案の説明がございましたので、その趣旨は省略いたしますが、中小企業基本法に関連して、新しく制定される、または改正されるべき法案はその数が実に五十種類以上に及んでおります。今日の中小企業庁の弱体ではいかんともしることができない。したがつて、政府は、今日ベルギー政府のもとにおける中小企業省のごときものを設置する必要があると思ひますが、これに対する総理の見解を承りたいと存じます。

もう一つ、小企業について御質問を申し上げます。

小企業につきましては、昭和三十二年に小組合の制度ができました。中小企業等協同組合法第二十三条の三に

り、かつ、与野党の理事の間に於いて修正の話が協議されておるにもかかわらず、質疑を打ち切つて採決したのはどういふ理由かといふことではありません。御承知のとおり、中小企業基本法案が実質的に審議に入りましたのは五月三十一日であり、そこで最終の七月六日までの期間はずらりと五週間になっておりました。そこで五週間に、三週間は衆議院に充てて、そして二週間は参議院で審議してもらつて、こういふ大體の基本をきめたのであります。そこで、そういうふうなきめておりましたが、参議院におきましては、六月の十四日ごろまでには回してくれれば審議に入らないという要求があつたのであります。しかしながら、やはり与野党間のいろいろなこともありますから、それは参議院に対してはお断わりをして——どうして二十日ごろでなくちやいかないといふことはお断わりをしておつたことは皆さん御承知のとおりであります。そこで、この審議時間は三十三時間としておりました。三十三時間の間、委員会で審議しておるのであります。そしてさらに大阪、名古屋、東京と三カ所で公聴会を開いて、そこで大體審議は尽くしておると思つておられます。この中小企業基本法案は全国の中小企業者が非常に熱望して、ぜひこの会期のうちにはやつてくれといふことは、皆さん方のところに全国的にきておるのであります。そこで私もどもとしましては、もし仰せの通りに時間がたちますと、参議院に送ることはできぬ、そういうことで、もしもといふようなことを危惧いたしましたので、そつとしてお話しするようなことによつてきておるのであります。

ります。私どものやりましたこの日程は、決して無理ではないと存じております。(拍手)

また、四人委員会のことについてお話しがございましたが、四人委員会は、私のお話をした諸君と社会党の方と大體のお話をしておりましたが、これは今後の基礎討議をやつておりましたので、具体的なことについては決してまともなものでないといふことは御承知をおきをいただきたいと存じます。

それから次に公聴会のお話がありましたが、公聴会の公述人の方々の意見を尊重するといふことは、松平議員の御意見と同感であります。したがつて、この法律案は政府提案であり、このなかから、党の修正といつたして修正を加へましてこれを可決しておることを御了承をいただきたいと存じます。

これでお断りをしていただきたいと思つておられます。(拍手)

○永井勝次郎君 松平議員の御質問に對してお答えをいたします。

中小企業省の設置の問題であります。これは先ほど私が修正の点で申し上げましたとおり、全産業の三百二十九万二千が中小企業で、大企業がわずかに五千より少ないのであります。でありますから、日本の九九・九〇までの全産業を対象とする中小企業の行政機関が、今日のように道庁省の中の一部局であるといふことが、大體間違つておるのであります。(拍手)でありますから、世間では道庁省のことは三井省、三菱省といふ。中小企業庁のことは系列庁、こう言つておるのであります。この点を改正しなければならぬ

といふのが修正の趣旨であります。また第二の、中小企業の同業者間の過度の競争の点についてであります。これは資本金別に見ました法人によりまして、五百万円未満の法人が四十五万、五百万円から一千万円のところが一万八千六百三十八、一千万円から五千万円のところが九千二百六十六、五千万円から一億がわずかに一千七百五、一億以上十億が二千九百九十、十億以上が六百二、こういふふうな数字から見ても、いかに零細なところが肩をひしめかしておるかといふことがわかると思つておられます。たとえば商業の分野で申しますと、小売り商業が百三十万、卸売り商が二十万、合計百五十万であります。消費人口九千万といつたしますれば、商店一店の消費人口がわずかに六十人といふふうな、こういう零細な経営形態であることが、慢性的に過度の競争があるといふ、日本の構造的な体質關係がここにはつきりとわかると思つておられます。(拍手)

さらに、収入の關係で申しますと、資本金五千万円以下、これが昭和三十四年から見ますと、資本金五千万円以下の法人が四十三万五千三百二十五、この純益額が二千九百八十七億、ところが一億以上の会社はわずかに一千七百五、この一千七百五の会社の純益額が四千三百九十七億、もう全部の法人がかりかしても一億以上の会社一千七百五に及ばない、こういふひどい状況になつておるのであります。(拍手)さらに、これを三十七年度の第一・四半期、第二・四半期、第三・四半期、十二月までの決算の状況を大蔵省の統計によつて見ますと、五千万円以下の会社、法人が四十八万四千五百四十六、

この純益額が六千六十九億一千六百万、これに対して十億以上の会社が六百二十九、この純益額が五千三百六十億、ほとんど全産業の法人の純益額に匹敵するような、こういふひどい所得格差が現存しておるのであります。ほとんど中小企業は大企業の景気が、不景気のクッションの役割りをしておる、補助タンクの役割りをしておる。景気がいいときは使われる、景気が悪くなつたらいつでもこれはほつたらかされる、こういふところに慢性的な不況の原因があり、過度の状況があり、ここに構造的な問題があるのであります。ここに構造的な問題があるのであります。ここに構造的な問題があるのであります。ここに構造的な問題があるのであります。

さらに、技能者の問題、職人局を設ける考えはないかといふことでもありますが、これは松平君も御承知のとおりですが、ドイツでは職人の問題は高く評価されておるのであります。特に職人で、自分のうちに職人を雇うために、親方の試験がありまして、国家試験があつて、国家試験を通過しなければ職人を雇入れられない、こういふ制度になつておられます。アメリカでもヨーロッパ各国でも、中小企業については登録制があり、そうしてドイツは特に職人については職業の世襲制を認めて、高くその技術を評価してあります。でありますから、たとえばくつをつくる職人にいたしまして、単にくつをつくるだけではなくて、お医者さんを頼んで、そして骨格や何かの構造的な問題をよく勉強して、どのよう適当かといふ、こういふ職人的な權威と勉強と、そういう一つの體驗とを生

かして職人がつとめておるのでありますから、日本のように零細業者といへば技術がない、ほとんどまあ自由業のよふな状態であるといふようなことはいけなないのであります。ここにわが党がもし政權を握るようなことがありますれば、直ちに中小企業省を設け、ことに零細企業關係のものを重点に置き、ことに職人局といふようなものは直ちに特設いたしました。これらの技術を大いに伸ばすことに努力をいたす考えであります。(拍手)

海外進出の問題については、税制の面から、金融の面からいろいろこれをやらなければならぬのであります。いまの政府は輸出の窓口を中小企業のワケ内に閉じ込めて、そのワケ内で整理をして、大企業のじやまにならないような措置をしておるのであります。これは決して中小企業の振興にはならないと確信します。

さらに、松平君からお話のありました小規模企業に対する社会保障政策の問題であります。この点につきましても、労働者のための福祉事業あるいは労働福祉センターあるいは中小企業退職金共済事業団、中小企業労働福祉審議会を設けて、そうして五人未満の事業所、事業主、労働者に対して健康保険、厚生年金、失業保険、労働災害保険等、これは強制加入を適用する考えであります。強制加入を適用するためには、これらの事業主の負担が大體二分の一であります。これが現在の経済的なあるいは中小企業の経営的な実情からいたしまして、私は、政府が社会政策的な立場で援助をしなければ、これらの社会事業は、中小企業だけの自力では十分にその力を

発揮することができないと考へるの
ありまして、特にこの点に力を入れて
やうていきたい、これが修正点でござ
います。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) わが国の中
小企業の置かれております経済的、社
会的制約による不利益を本法によりま
して是正いたしました、中小企業の体
質の改善、あるいは環境を整備し、企業
間の格差を是正しようとしておるのが
今回の法案提出の目的でございます。

なお労働条件につきまして、定年制
の問題とか年功序列制、いろいろな問
題がございますが、この点につきまし
ては、政府はたゞいませつかく検討を
加えておるのであります。

なお中小企業を設けるという御意
見でございますが、私は従来もこの席
よりたびたび申しております。すなわ
ち、産業政策というものは一貫して行
なわれなければなりません。したが
いまして、行政の統一の上からも、私は
中小企業を設ける考へはたゞいまの
ところ持っております。

次に、小規模企業者に対して職
人局を設ける必要はないか、私は設け
る必要はないと思ひます。今回の法案
によりまして、小規模の企業者に対
しましては、社会福祉を助長する等、い
ろいろの方策を今後考へていきたいと
考へております。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) 過剰性の圧
力のもとにある中小企業の振興策につ
いての所見でございますが、国内的
には中小企業の提供サービス、物
資というもののマーケットを拡大しな
ければなりませんし、それを提供する

ものは国内の経済の成長であり、高度
化であり、それを通じてもたらされま
す国民所得水準の向上であると思ひま
す。国際的には御指摘がございました
ように、輸出の大半は中小企業の勤勞
の結晶でございますし、したがいま
して、輸出の振興、さらには経済協力
の推進を通じて、国際的にも中小
企業の雄飛の場を提供しなければなら
ぬということは、私どもの輸出振興政
策ないしは経済外交の一番大事な目標
でございます。そういう目標に従いま
して鋭意努力中でございます。

それから在外機構の整備はそういう
線に沿ひまして逐次充実の過程にある
ことは御承知のとおりでございます。
(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) 海外経済協力
体制については、たゞいま外務大臣か
らお答えをいたしましたとおりであり
ますが、ジェットロにつきました。元來
ジェットロというものは中小企業の進出
のためにつくられたものであります
ので、これを十分活用するように、いま
鋭意考へがはうとして指導をいたして
おるところであります。

なお、小売商業調整特別措置法の第
十四条によりまして、メーカーや卸売
り業者が小売り行為をする場合には、
届け出によりすることができるとい
ふことになっております。その政令が一
本も出てないのはどういふわけか、こ
ういふ御質問でございますが、これに
つきましては、通産省から各府県に対
しまして、もしそういふ必要があつた
ら、申し出てもらいたいといふことを
言うておるのであります。いまだ一
件も各府県から申し出がございません

ので、政令で指定しておらないわけ
でございます。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 私に對する
質問の第一は、中小企業協同組合法
の小組合の組合員に對して、税制上、
金融上、特別の処置を講じなければな
らないといふことになっておるが、特
別の処置とは具体的にどのようなもの
か、また、政府はこれまでどのよう
な特別な処置をしたかといふこと
でございます。

御承知のとおり、小組合員も含め
まして、これと同程度の経済的地位に
あります零細企業者につきまして、その
負担に應じた税制をすべき旨を明ら
かにした宣言規定でございます。現行
の税制は、すでにこのような点を十分
考慮いたしまして、まず第一には、個
人企業に對する累進税率構造にお
いて、低所得階層に對しまして、税率の
軽減をはかつております。それから法
人税の年二百万円以下の所得に對する
軽減税率の問題、第三は、個人企業に
おける専従者控除の問題、第四は、同
族会社の留保所得課税に對する一定額
の基礎控除等の制度を通しましてこれ
らの実をあげておるわけでございます。

なお租税特別措置におきまして
も、御承知のとおり本年度の改正にお
きまして、専従者控除の引き上げ、同
族会社の留保金課税の軽減、中小企業
者の機械等の割増し償却制度の創
設、中小企業の特定の合併についての
清算所得課税及び登記についての登録
税の軽減等を行なつておるわけ
でございます。

それから中小企業者に對する金融上
の問題でございますが、この具体的処
置といたしましては、相互銀行、信用
金庫等の中小企業専門金融機関の育成
強化をはかりますとともに、財政資金
による直接融資、すなわち、国民金融
公庫、商工組合中央金庫等の資金の
確保をはかりまして、中小企業の育成
強化をはかつておるわけであり
ます。

それから、第三点の問題は、中小企
業の海外進出のために特別な対策とい
うことでございますが、そのとおりで
ございまして、このためには輸出入銀
行からの中小企業に對する長期貸し付
け金の融資、新しい保険制度の設置
等、海外進出を可能ならしめる条件を
そろえることが必要でありますので、
これらに對して政府は万全の処置を
いたしておるわけであり
ます。(拍手)

〔國務大臣西村英一君登壇〕

○國務大臣(西村英一君) 中小企業者
に對する福祉対策はどうかといふこと
のお尋ねでございますが、厚生行政
として特にいふ問題にされませんが、
中小企業者のうちでも五人未満の
零細な方々に對する年金制度でござ
いませうが、この年金制度は現在の法
制のもとでも行政指導はいたして
おります。しかしながら、法令といたし
ましては、なおたゞいま検討いたして
おります。五人未満の零細企業者も困
らないように検討中でございます。
(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 家内労働法
の制定に對しての御質問でございます
が、政府は、家内労働に對して、その
労働条件の改善をはかる必要を大いに
認めまして、且つ鋭意これに對して研
究をいたして
おります。(拍手)

置いたしましては、相互銀行、信用
金庫等の中小企業専門金融機関の育成
強化をはかりますとともに、財政資金
による直接融資、すなわち、国民金融
公庫、商工組合中央金庫等の資金の
確保をはかりまして、中小企業の育成
強化をはかつておるわけであり
ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて質疑は
終了いたしました。

○議長(清瀬一郎君) これより討論に
入ります。

○議長退席、副議長着席

〔始開伊平君登壇〕

○始開伊平君 私は、自由民主党を代
表いたしました。たゞいま議題となつ
ております中小企業基本法案の政府
原案に賛成、社会党修正案に對しまし
て反対の討論を行なわんとするもの
であります。(拍手)

あらためて申し上げるまでもござ
いませうが、最近におけるわが国中小企
業をめぐる問題といたしましては、ま
ず第一に、生産性等の著しい企業間格
差の問題があり、これは中小企業の經
営の安定と、従事者の生活水準の向上
にとつて大きな制約要因となりつづ
つております。また、技術革新の進展、生活
様式の変化等に基づきまして、需給構
造の変化が生じつづあり、さらに、若
年労働者を中心といたしまして、労働
力の需給は逼迫の一途をたどつてお
るの
のでござい
まして、これら
の事柄は、
中小企業が、従
前よつてもつ
て立つてお
りました存立
基盤そのもの
を大きくゆ
さぶり、これ
を要容させよ
うとして
おるの
のでござ
いませ
う。わが
国の中小企

業が、従前よつてもつて立つて
おりました存立基盤そのものを大きく
ゆさぶり、これを要容させようとして
おるのでございませう。わが国の中小企

業をこのような状態に放置いたしますことは、中小企業自体の経営の安定という見地からも、また国民経済全般の健全な成長発展をはかるという観点からも、まことにゆゆしき問題であると考えざるものであります。したがって、このような事態に対処して、中小企業の進むべき道と、中小企業政策の方向を明らかにするために提案された中小企業基本法案は、その内容において、中小企業の事業活動の不利の是正と、中小企業構造の高度化をはかるという二つの大きな柱といたしまして、これがための諸施策をそれぞれ明確に規定し、またこれらの諸施策が総合的かつ有機的に運用されるよう、十分なる配慮が加えられております。

このように、本法の内容は、中小企業の進むべき道を示すものとして、きわめて適切かつ格調の高いものといわなければなりません。これを要するに、本法案は、大多数中小企業者の長らくの要望にこたえまして、すでに制定実施を見ておる農業基本法とともに、わが国産業政策史上に特筆大書すべき画期的立法であるのであります。

(拍手)
われわれは、企業間格差を認め、これを解消せんがための諸方策を実施せんとするものであります。しかしながら、国民経済のいわゆる二重構造説の立場から、大企業と中小企業との間に越えがたき構造的断層があり、また中

小企業と大企業とは相反目し、いわば敵対する関係にあると考えるものではないと見なされ、大企業も中小企業もお互いに協力し合つてこそ、それぞれに進歩し、かつ発展を遂げるものと考えられるものであります。すなわち、われわれは、いわゆる連続的傾斜構造説の立場に立つものであります。

中小企業の事業分野の確保の問題については、大企業など中小企業者以外のものでない進出を排除して、中小企業の適正な事業活動の機会を確保をはかるため、政府が必要な施策を講ずべきであると考えられるのであります。しかしながら、その方法論といたしまして、社会政策案のように、法律でいけば機械的に分野というものはつきりきめて、ここには大企業入るべからずというやり方が実情に適するやいなやについては、憲法上の論議とは別に多大の疑問を持たざるを得ないのであります。たとえば、英米等の先進諸国において、中小企業は大企業のそれに劣らない高い賃金と生産性を実現し得る合理的な活動分野が確保されております。これは事実であります。しかしながら、これは政府が保証してそうなるから、これは政府が保証してそうなるたということではなくて、長い歴史の後に、経済発展の自然の帰結としてそういうところに着ちつておると思ふのであります。もし無理に中小企業の事業分野を確保しようとするれば、非能率産業が温存される結果となるおそれ

があり、また貿易が自由化され、海外からの商品流入が自由となつておる今日、無理に事業分野を確保しようとしても、結局は無意味に帰する場合が多いと考えられるのであります。

中小企業政策を推進するにあたりまして、われわれは国際的視野に立ち、また政府案にいろいろとく、経済的、社会的諸事情の変化というものを考慮して、これに即応しなければなりません。また原則として、経済的合理性の立場を貫くべきであり、いたずらに安易な道を選ぶべきではないのであります。すなわち、中小企業の規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、あるいは小売り商業の経営形態の近代化など、いわゆる中小企業構造の高度化を進め、すなわち體質を改善し、底力を養ふことこそ、中小企業が、その分野において、大企業に対抗し得る根本的な方策であることを銘記すべきであります。ただし、大企業その他中小企業以外のものと、中小企業者との間に紛争を生ずる場合も予想せられるのでありますから、この場合においてこれに適切に対処いたしますために、「紛争処理のための機構の整備等」の字句を加えまして、本法案の第十九条を修正可決いたしました点も、時宜に適したものとしまして賛意を表する次第であります。

いわゆる小規模事業は、中小企業の中でも、その数においては圧倒的比重を占めておるにわかならず、その生産性は特に低く、これが対策は重要かつ困難であるので、この大多数小規模企業の育成については、特別に配慮を加ふべきであります。政府案が小規模企業について特に一章を設け、中小企業基本法に規定いたしております中小企業全般の諸施策が、小規模企業については、特に円滑に実施せられるよう配慮して、小規模企業の経営の改善発達に遺憾なからしむるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことができるように必要な考慮を払ふものとしておるのは、けだし適切であります。

しかしながら、小規模企業対策として特に重要な意味を持つものは、やはり金融と税制とでありますから、商工委員会におきましては、自由民主党の修正提案に基づいて「金融、税制その他の事項につき」の字句を該当条文に加えて、これらの事項につき必要な考慮を払ふものとするというふうに明示いたしました。小規模企業対策をさらに完べきならしめたのであります。

また、小規模企業の育成と社会的重要性にかんがみまして、諸外国における家内労働法というがときものを制定いたしました。社会政策的な観点からも小規模事業に対して何らかの配慮を加える必要なきやについて慎重な検討をせられるよう、私はこの際特

に政府当局に要望いたしておきたいと存じます。

○副議長(原健三郎君) 始関君、問もなく制限時間がまいりますので、結論をお急ぎ願います。

○始関伊平君(統) 私は政府に対しまして、本法に基づく諸般の立法措置をすみやかに完備するとともに、所要の予算、金融措置などを適切果敢に進め、これをもつて政府案賛成、社会党修正案反対の討論を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 久保田豊君。

〔久保田豊君登壇〕

○久保田豊君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となつております政府提出の中小企業基本法案に反対をいたし、わが党提出の修正案に賛成の討論を試みようとするものであります。

私は五つの点に分けて議論を展開してまいりたいと思ひます。

私どもが政府提出のこの法案に反対します第一の理由は、この政府の法律案は、基本法といたしましては、法律的に見ましても、内容形式ともにきわめて不十分であり、あいまいであつて、基本法の役をしないということであります。

政府は、この中小企業基本法はこれらの中小企業者のいくべき方向を明らかにし、またこれに對する政府の施策の基本的原則を示したものだと言つております。私ももぜひ名実ともにそうあつてほしいと思つております。しかしそのためには、いまこの法案にあらわれたいように、単に美しい抽象語を並べただけでは、これは問題の解決になりません。少なくとも中小企業者の大多数がこの法律を見まして、政府の意図するところがどこにあるか、こういう点が具体的に読み取れる程度のものでなければなりません。そういう観点からいたしますと、わが党が提出いたしております十一、七十九条にわたる程度の、わが党案程のものにせよこの際に必要であるのであります。(拍手)政府提案の七章、三十三条、しかもそれはほとんど美しいことばだけでありまして、具体的に何も示されておられません。特に政府案の最大の欠点は、いわゆるこれからの政策の勘どころと称する点がほとんどすべて省かれたり、あるいはぼかさされたりしていることでもあります。それなるとがゆえに、大多数の中小企業者団体の本法案に對する批判をいたしましたは、政府原案のとおりでは困る、社会党の中小企業法案の骨子をとつて修正の上、ぜひこの国会において成立をさせてもらいたいというのが切実な願ひであります。(拍手)

こういう観点から、さすがの自民党の皆さんも、今回ついに六項目の点について、きわめて不十分でありましたけれども、与党の単独修正という、いまだかつてなかつたようなきわめて異例の処置をとつたのはここに理由があるかと思つております。しかしながら、この六項目の修正だけでは法律の体をなしません。私もはこの観点から本法案に反対をいたし、少なくともいま社会党が提出いたしました修正案程度のものをこれに加えることが、この法案をして真に中小企業の憲法たらしめる唯一の道であり、中小企業大衆の要望にこたえる唯一の道であろうと考へるのであります。

第二の反対の理由は何かと申しますと、政府の本法案に對する取り組み方がきわめて消極的でありまして、いわゆる腰が抜けているということでもあります。

御承知のとおり、中小企業問題の持ちます経済的意味は、国民経済全体の立場から見ましても、きわめて大きなものがあります。しかも、中小企業との関係する範囲はきわめて広範で、複雑であります。したがって、これを行政的観点から見ましても、単に通産省の各部署にわたるだけでなく、他省にわたる分が非常にたくさんあるものであります。したがって、この中小企業基本法の方向を實行してまいらうというには、これを實行する、担当

するところの行政部署が、よほど大きな権限を持ち、十分な人員を持たなければ何にもならないのであります。

しかしながら、いわゆる政府案におきましては、単にこれは通産省の中、中小企業庁という、小さなセクションがこれを担当する部門になつております。こういうことでは、これは何にもなりません。しかも、さつきお話のありましたとおり、通産省自体の各部署は、ほとんど大企業の出店でありまして、その中で小さな中小企業庁というよりなものも担当しても、これは憲法が泣きだけでありまして、あまつさえ、ことしからこの法案を、中小企業憲法を實行するという政府が、中小企業庁の定員は何名ですか。わずかに百六十名で、地方には手足がほとんどありません。しかも、予算はといひますと、昨年度に比べますと、四十数億を増しておりますけれども、他省に計上された分まで含めて、全部で百十四億であります。これ約三百三十万の事業所にわたる中小企業者に對する行政が、少なくとも新しい方向を持つた行政ができるはずがありません。まさに政府の態度は、いわゆる中小企業憲法という美名を掲げて、その実は腰が抜けて、初めからやる気がない、こういう

ことにならうかと思つてあります。(拍手)私はこの点からも反対をせざるを得ないと思つてあります。この点につきまして、わが党は、今日提出いたしました修正案の中で、はっきり中小企業省を設置するか、あるいはそこまでは与党の立場で困難ならば、中小企業専任の國務大臣程度を置くべきであるという主張を掲げてまいつた点は、自民党の皆さんとしてもよくおわかりのことです。こういう片手ばなやり方では、いかに中小企業基本法をやつても、自民党の皆さんは初めからやる気がない、こう評せられても文句の言ひようがなからうと思つてあります。

第三の反対点は何かといひますと、この法案には中身は何にもないということでもあります。

御承知のとおり、この法案に規定してありますのは、これからの中小企業政策の原則をうたいましたところの抽象的な訓示規定であります。これがすべて実体法になつてこなければ意味をなしません。ところが、本年度このいわゆる基本法の念願する実体法として政府が出してきたのがわずかに十一の法律であります。そのうちで六つまではいわゆる手続法でありまして、意味

をなしません。五つだけがわずかに実体法であります。しかも、審議過程で明らかになりましたのは、政府はこれ以上つくる計画はいまのところ用意はないのであります。私もこの党が検討したところによりますと、本法案を完全に実施するためには、少なくとも五十近くの実体法が必要であります。それに対してわずかに五つばかりのごまかしの実体法でやろうというのでは、これまた全く羊頭を掲げて狗肉を売るといふものであります。(拍手)

そのほか、この法案には実体法と同時に当然これを裏づけるところの、いわゆる中小企業の生産性を拡大するところの目標がない、その目標を裏づけてくる具体的な政策がなくてはならぬ、また、これを實行する実施計画がなくてはならぬ、ところが、こういうものは何にもないといふのであります。いや、あるにはあるんであります。ことしの予算を見ますと、今日あらわれたところのものは、政府の考へているものはきわめてみみっちいものであります。しみつたれたものであります。たとえば、一例をとつてみますと、本法案に關係する中小企業向けの特別減税が三つあります。ところが、これによるところの減税総額は本年度

五十一億にとどまっています。特に零細企業約二百五十万に対しては八億の減税であります。こういうのがこの中小企業基本法の具体的な内容であります。

さらに、たとえば持ち株会社をつくりまして、これに対する政府の出資はわずかに六億、これによって持ち株会社として政府が育成をするものは年にわずかに七十ないしはせいぜい百であります。対象になります。いわゆる五百万以上の企業は、政府の言うとおりにしても、これが約二万あります。

一年間に百ないしは七十ずつ持ち株会社をつくってやると、これが真の中小企業の育成になりますか。こういう低い水準でやっておるのであります。これが本法案の具体的実態であります。まさに羊頭を掲げて狗肉を売るといふか、あるいは世間でよくスズメの涙といふ、もつと下卑たことでは二階からしよんべんといふのがあります。本法案はまさに二階からしよんべん程度の法案であると申さざるを得ないのであります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 久保田君、間もなく制限の時間がまいりますので、結論をお急ぎください。

○久保田君(統) 次に申し上げたい点は、一点省きまして、最後の点を申

しますが、政府は、片方におきましてこの中小企業基本法を出しまして中小企業の生産性を上げると言っておる、片方においては御承知のとおり特振法を出しておる、この特振法というのとは何かといえますれば、これは独禁法に大穴をあけて、そして、いわゆる五千ばかりの少数の独占大企業にかつてにカルテルをつくらせ、あるいは企業合同をさして、いまのマンモス化した企業規模とあるいは生産規模をますますマンモス化して、そして、

これによって中小企業に対する圧迫を強めるという以外の何ものでもありません。この政府のやり方は、まさに右手で中小企業大衆のほおつたをなで、左手でがつんとげんこつをくれるやり方と同じであります。こういうごまかし切つた不誠意なやり方、これをもって本法案が現実に生きるはずがありません。

以上が私どもの反対の理由のおもなるものであります。要するに、この法案は、実際の効果はどこにあるかといえますと、慶大の伊東教授が言われましたように、これがせいぜい実効をあらわすのは、中小企業の上位の優秀企業が大企業のけつったへはい上がるのに役に立つて

はありましよう。しかしながら、大多数の三百三十万の中小企業者、特にそのうちの八割をなすところの零細企業者には何ら効果がありません。

○副議長(原健三郎君) 久保田君、制限の時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。

「発言する者多し」

「久保田君発言を継続」

○副議長(原健三郎君) 久保田君、発言の中止を命じます。

「久保田君お発言を継続」

○副議長(原健三郎君) 発言の中止を命じましたので、降壇を願います。

「久保田君お発言を継続、降壇」

○副議長(原健三郎君) 受田新吉君。

「受田新吉君登壇」

○受田新吉君 私、民主社会党を代表いたしましたとして、ただいま議題となりました政府案、中小企業基本法案に対して、委員長報告に賛成するの討論を行なわんとするものでございます。(拍手)

さて、わが民主社会党が独自の中小企業基本法案の立案に着手いたしましたのが一昨年春でございました。そしていち早く民社党を公表し、自民、社会両党並びに政府に対しまし

て、基本法の日もすみやかな成立のためのお互いの協力を申し入れましたのが、同じく一昨年の九月初旬でございました。いわば基本法成立につきましては、草分けであり、パイオニアとしての役割りを果たしてきたわが民主社会党でございます。(拍手)わが党がすでに国会に提出されております独自案を取り下げまして、あえて政府案修正に二つの理由からでございます。

第一に、政府案、民社党案、社会党案の三案を通じて、経済上、社会中小企業に与えられてきた諸格差を解消していかなければならないという基本認識については原則として共通しておりますのでございます。したがって、自民、社会、民社の三党の協力によりまして、三案を通ずる共同修正案を作成することは可能なのでございます。事実この観点に立ちまして、本院商工委員会におきましては、自民、社会並びにわが党と、両党の間に共同修正の話し合いがすでに進行していたのであります。したがって、政府案修正の方向は三党共通の意向であつたのであります。

第二に、わが党は、率直に申しまして、今回の政府案修正の程度で基本法の成立をはかることはなお不満足では

ありますけれども、しかしながら、それは今後の関連立法を通じて逐次その欠点は補完せらるべきものと強く期待しておる次第であります。政府案は、中小企業者の自主的努力を要望しながら、その自主的努力の基盤となるべき中小企業者の組織はいかにあるべきかについての規定は、まだ不十分であります。また政府案第十六条、労働に關する施策も、なお抽象的に過ぎる面がございます。このような不十分な個所がまだに残されていることを十分承知の上で、ここに六条の修正によって政府案の成立に協力するゆえんは、基本法の成立をどうしても今国会の会期中に実現したいからでございます。

また、ここに政府は、右手に基本法を提出しながら、左手には中小企業を完全に大企業の支配下に置く、特定産業振興臨時措置法案を提出しておられます。すなわち、自由化政策の名目のもとに、逆に中小企業と大企業との諸格差の拡大をはかる政策をとりつつあるのが政府の基本的政策なのであります。よって、中小企業者に加わらんとする今後の大企業攻勢を予防し、抑制

また、ここに政府は、右手に基本法を提出しながら、左手には中小企業を完全に大企業の支配下に置く、特定産業振興臨時措置法案を提出しておられます。すなわち、自由化政策の名目のもとに、逆に中小企業と大企業との諸格差の拡大をはかる政策をとりつつあるのが政府の基本的政策なのであります。よって、中小企業者に加わらんとする今後の大企業攻勢を予防し、抑制

また、ここに政府は、右手に基本法を提出しながら、左手には中小企業を完全に大企業の支配下に置く、特定産業振興臨時措置法案を提出しておられます。すなわち、自由化政策の名目のもとに、逆に中小企業と大企業との諸格差の拡大をはかる政策をとりつつあるのが政府の基本的政策なのであります。よって、中小企業者に加わらんとする今後の大企業攻勢を予防し、抑制

また、ここに政府は、右手に基本法を提出しながら、左手には中小企業を完全に大企業の支配下に置く、特定産業振興臨時措置法案を提出しておられます。すなわち、自由化政策の名目のもとに、逆に中小企業と大企業との諸格差の拡大をはかる政策をとりつつあるのが政府の基本的政策なのであります。よって、中小企業者に加わらんとする今後の大企業攻勢を予防し、抑制

し、中小企業の近代化と、そこで働く三千有余万の人々の生活と雇用とを保障するためには、政府案の主要点修正がぜひ必要なことでありまして、この意味におきまして、政府案修正の六カ所はいずれも中小企業の安定と振興のために有効適切なものと申さなければなりません。(拍手)

すなわち、政府案の前文と第一条、目的にいておられます「不利を修正」という表現を、「不利を是正」と修正したことは、いままではお気の毒であつたから悪い点を部分的に手直しをしていくという意味の修正ではありませんで、現在のような諸格差の断層は、長年にわたる大企業本位政策の偏向のあらわれであるから、その偏向そのものの修正という全面的、構造的、根本的な修正、これを是正ということばに集約した点に大きな意義を持つておるのでございます。したがって、「不利を是正」という表現に修正されたことによりまして、政府案の精神は、質的に大きく前進することになったといつても過言ではございません。わが民社党は、今後基本法が成立した後におきまして「不利を是正」という見地に立ちま

して政府に対して個々の中小企業政策

の具体化を要請し、かつ督促していく決意でございます。

また第十四条で、「中小商業」という表現が、「中小商業又は中小サービス業」に修正されたのでございますけれども、環境衛生関係その他のサービス業の大半が中小企業体である事実にかんがみまして、産業政策として、商業と並んでサービス業をはつきりと明記しておくことは当然の措置なのでございませぬ。従来、中小企業政策として、また産業政策としても、おくれたままに放置されてきたサービス業政策の必要をここに明記したことは、基本法の内容充実として、大いに歓迎するところでございます。(拍手)

このほか、第十九条における大企業等と中小企業との紛争処理の機構の整備とか、中小企業に対する官公需を常に増大していく基本方針の決定とか、小規模企業に対しますところの税制上、金融上の特別措置の確認とか、さらに中小企業金融については、何よりもまず必要資金量の確保が、政策の基本問題であることの確認の四点についての修正は、いずれも現在の中

せしめる確信を得たのでございませぬ。わが党は、もちろんこの程度の政府案修正及び現在までに提出された関連法規の範囲で満足し、十分なりとするものではございません。よつて、政府案前文と、第一条における修正、「不利の是正」の観点に立ちまして、機会あるごとに中小企業政策の強化前進をはかり、もつて全国中小企業者並びに関係労働者の切実な期待にこたえんものと期している次第でございませぬ。

なお、ただいま本議場において提案せられ、趣旨説明を承りましたところの日本社会党の本基本法案に対します修正案は、わが党の基本方針におおむね合致するものでございまして、かかる意味におきまして、特に賛否の意見を表明するならば、これに対し賛成の態度を明らかにするにやぶさかではございません。

以上、わが党の決意を表明いたしました。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。中小企業基本法案に対する田

中武夫君外十名提出の修正案につき採決いたします。

田中武夫君外十名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(原健三郎君) 起立少数。よつて、修正案は否決されました。次に、中小企業基本法案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕
○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。——投票箱閉鎖。開匣。——開

鎖。
〔議場閉鎖〕
○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕
投票総数 三百八十一
可とする者(白票) 二百五十六
〔拍手〕

否とする者(青票) 百二十五
〔拍手〕
○副議長(原健三郎君) 右の結果、中小企業基本法案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

中小企業基本法案を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

- | | |
|--------|---------|
| 安倍晋太郎君 | 安藤 覺君 |
| 相川 勝六君 | 逢澤 寛君 |
| 愛知 揆一君 | 青木 正君 |
| 赤城 宗徳君 | 赤澤 正道君 |
| 秋田 大助君 | 秋山 利恭君 |
| 足立 篤郎君 | 天野 公義君 |
| 綾部健太郎君 | 荒木萬壽夫君 |
| 荒松清十郎君 | 有田 喜一君 |
| 有馬 英治君 | 井出 一太郎君 |
| 井原 岸高君 | 井村 重雄君 |
| 伊藤 五郎君 | 伊藤 郷一君 |
| 伊藤宗一郎君 | 伊能繁次郎君 |
| 飯塚 定輔君 | 生田 宏一君 |
| 池田 清志君 | 池田 勇人君 |
| 石井光次郎君 | 石田 博英君 |

久保田藤鷹君	久野 忠治君	岸本 義廣君	木村 俊夫君	簡牛 九夫君	菅 太郎君	川島正次郎君	唐澤 俊樹君	龜岡 高夫君	上林山榮吉君	金子 岩三君	海部 俊樹君	加藤常太郎君	岡本 茂君	岡崎 英城君	大平 正芳君	大野 伴隆君	大沢 雄一君	大久保武雄君	大石 武一君	小澤 太郎君	小沢 辰男君	小川 半次君	江崎 眞澄君	内海 安吉君	白井 莊一君	上村千一郎君	宇田 國榮君	一萬田尙登君
草野一郎平君	久保田門次君	北澤 直吉君	木村 守江君	木村 公平君	菅野和太郎君	川野 芳滿君	飯谷 忠男君	鴨田 宗一君	神田 博君	金丸 信君	金子 一平君	賀屋 興宣君	加藤 高藏君	岡田 修一君	大森 玉木君	大橋 武夫君	大高 康君	大倉 三郎君	大上 司君	尾関 義一君	小澤 佐重喜君	小川 平二君	小笠 公昭君	浦野 幸男君	内田 常雄君	植木庚子郎君	宇野 宗佑君	稻葉 修君
谷垣 專一君	竹山祐太郎君	高見 三郎君	高橋清一郎君	高田 富興君	田中 正巳君	田中 角榮君	田中 伊三次君	田口長治郎君	園田 直君	瀬戸山三男君	鈴木 善幸君	鈴木 正吾君	周東 英雄君	正示啓次郎君	澁谷 直藏君	椎名悦三郎君	始関 伊平君	藤摩 雄次君	櫻内 義雄君	坂田 英一君	佐藤 榮作君	佐々木秀世君	河本 敏夫君	小平 久雄君	小坂善太郎君	小泉 純也君	倉石 忠雄君	倉成 正君
千葉 三郎君	館林三喜男君	竹下 登君	高橋 等君	高橋 英吉君	田邊 國男君	田中 龍夫君	田中 榮一君	田澤 吉郎君	田川 誠一君	關谷 勝利君	砂原 格君	鈴木 仙八君	壽原 正一君	白濱 仁吉君	島村 一郎君	重政 誠之君	椎熊 三郎君	志賀健次郎君	笹本 一雄君	坂田 道太君	佐伯 宗義君	佐々木義武君	小島 徹三君	小島 徹三君	小枝 一雄君	黒金 泰美君	倉成 正君	
保科善四郎君	古井 喜實君	藤山愛一郎君	藤原 節夫君	藤枝 泉介君	福永 健司君	福田 一君	福田 正雄君	廣瀬 正雄君	林 博君	濱野 清吾君	濱田 幸雄君	長谷川 峻君	橋本登美三郎君	野原 正勝君	野田 卯二君	西村 英一君	丹羽喬四郎君	楠橋 渡君	永田 亮一君	中村庸一郎君	中村 梅吉君	中島 茂喜君	内藤 隆君	床次 徳二君	渡海元三郎君	津島 文治君	中馬 辰猪君	
保利 茂君	古川 丈吉君	船田 中君	藤本 捨助君	藤田 義光君	藤井 勝志君	福永 一臣君	福田 篤泰君	福家 俊一君	原田 憲君	早川 崇君	濱地 文平君	八田 貞義君	長谷川四郎君	羽田武副郎君	野田 武夫君	西村 直己君	丹羽 兵助君	二階堂 進君	灘尾 弘吉君	中山 榮一君	中村 幸八君	中野 四郎君	中垣 健治君	富田 健藏君	寺島隆太郎君	塚原 俊郎君	津雲 國利君	
淺沼 享子君	安宅 常彦君	西尾 末廣君	田中幾三郎君	春日 一幸君	受田 新吉君	井堀 繁男君	早稲田柳右衛門君	米田 吉盛君	山中 貞則君	山中 貞則君	山本 猛夫君	山口喜久一郎君	八木 徹雄君	森田重次郎君	森 清君	村上 勇君	南 好雄君	三木 武夫君	松山千恵子君	松本 一郎君	松水 東君	松澤 雄藏君	増田甲子七君	前田 義雄君	前尾繁三郎君	堀内 一雄君	坊 秀男君	
有馬 輝武君	赤松 勇君	本島百合子君	玉置 一徳君	佐々木良作君	内海 清君	稲富 稜人君	渡邊 良夫君	米山 恒治君	吉田 重延君	山村新治郎君	山手 満男君	山口 好一君	保岡 武久君	森山 欽司君	森下 國雄君	毛利 松平君	宮澤 胤勇君	水田三喜男君	三池 信君	松本 俊一君	松野 頼三君	松田 鐵藏君	松浦周太郎君	益谷 秀次君	前田 正男君	本名 武君	細田 吉藏君	
滝井 義高君	高田 富之君	田原 春次君	田中 誠治君	杉山元治郎君	下平 正一君	島上善五郎君	坂本 泰良君	佐藤觀次郎君	河野 密君	兒玉 末男君	小林 進君	黒田 壽男君	栗原 俊夫君	久保田鶴松君	北山 愛郎君	河上丈太郎君	川俣 清吾君	勝間田清一君	片島 港君	岡 良一君	加藤 勤十君	大柴 滋夫君	板川 正吾君	石橋 政嗣君	石川 次夫君	井岡 大治君	淡谷 悠藏君	
橋 兼次郎君	高津 正道君	多賀谷眞松君	田邊 誠君	田中織之進君	鈴木茂三郎君	東海林 稔君	阪上安太郎君	佐野 憲治君	佐々木更三君	五島 虎雄君	小林 信一君	小林 ちづ君	栗林 三郎君	久保田 豊君	久保 三郎君	河野 正君	川村 慈義君	角屋堅次郎君	勝澤 芳雄君	岡田 春夫君	加藤 清二君	大原 亨君	緒方 孝男君	石山 權作君	石田 宥全君	井手 以誠君	井伊 誠一君	

昭和三十八年六月二十六日 衆議院會議録第四十号 中小企業基本法案外四案

朗読を省略した議長の報告

一〇八三

辻原 弘市君	坪野 米男君
戸叶 里子君	堂森 芳夫君
中澤 茂一君	中島 巖君
中村 重光君	中村 高一君
中村 英男君	永井勝次郎君
橋崎弥之助君	成田 知巳君
二宮 武夫君	西村 関一君
西村 力弥君	野口 忠夫君
野原 覺君	芳賀 貢君
長谷川 保君	畑 和君
原 茂君	原 彪君
日野 吉夫君	肥田 次郎君
平岡忠次郎君	広瀬 秀吉君
穂積 七郎君	細迫 兼光君
堀 昌雄君	前田榮之助君
松井 政吉君	松井 誠君
松平 忠久君	松本 七郎君
三木 喜夫君	三宅 正一君
武藤 山治君	村山 喜一君
森島 守人君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君
安平 鹿一君	柳田 秀一君
山内 広君	山口丈太郎君
山口 鶴男君	山崎 始男君
山田 長司君	山中 吾郎君
山中日露史君	山花 秀雄君
湯山 勇君	横路 節雄君
横山 利秋君	吉村 吉雄君

和田 博雄君 渡辺 惣蔵君
川上 貫一君 志賀 義雄君
谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) 本日は、時間の関係上、これ以上議事を進めることはできません。よって、本日の議事はこの程度にとどめ、明二十七日午後二時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これにて延会いたします。
午後十一時二十六分延会

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 田中 角榮君
厚生大臣 西村 英一君
通商産業大臣 福田 一君
労働大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君
内閣法制局 第三部長 吉國 一郎君
中小企業庁長官 樋詰 誠明君
中小企業庁 振興部長 加藤 悌次君

朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律
金属鉱業等安定臨時措置法
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律
農業災害補償法の一部を改正する法律

法律
(報告書受領)
一、去る二十四日、内閣から災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和三十八年度において実施すべき防災に関する計画の報告書を受領した。

一、昨二十五日、内閣を經由して日本銀行政策委員会議長山際正道君から清瀬議長宛、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

(応召議員)

一、昨二十五日、召集に応じた議員は次の通りである。
青森県第二区選出 三和 精一君
(常任委員辞任)

一、去る二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
受田 新吉君 鈴木 義男君
法務委員
井伊 誠一君 片山 哲君
山田 長司君 田中幾三郎君
外務委員
田澤 吉郎君 川野 芳満君
大蔵委員
藤井 勝志君 山村新治郎君
蔵内 修治君 古川 丈吉君
文教委員
杉山元治郎君 前田榮之助君
松前 重義君 柳田 秀一君
鈴木 義男君 川村 継義君
辻原 弘市君 受田 新吉君

農林水産委員
山田 長司君 井伊 誠一君
商工委員
蔵内 修治君 山村新治郎君
運輸委員
川野 芳満君 砂原 格君
下平 正一君 松井 政吉君

安藤 覺君 伊藤宗一郎君
田澤 吉郎君 大原 亨君
橋 兼次郎君
建設委員
田中幾三郎君 片山 哲君
予算委員
堂森 芳夫君 松井 政吉君
決算委員
久保 三郎君 森本 靖君

一、昨二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
亀岡 高夫君 草野一郎平君
西村 関一君 鈴木 善幸君
南條 徳男君 山中日露史君
外務委員
大蔵委員
山村新治郎君 芳賀 貢君
野口 忠夫君
文教委員
二宮 武夫君 野原 覺君
社会労働委員
上村千一郎君 古川 丈吉君
米山 恒治君 橋崎弥之助君
農林水産委員
松浦周太郎君 淺沼 享子君
野口 忠夫君 芳賀 貢君
商工委員
飯谷 忠男君 田中 榮一君

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告

<p>運輸委員 星島 二郎君 前尾繁三郎君 砂原 格君 下平 正一君 森 清君 實川 清之君</p>	<p>大蔵委員 古川 丈吉君 藏内 修治君 山村新治郎君 藤井 勝志君 文教委員 川村 継義君 辻原 弘市君 二宮 武夫君 山口 鶴男君 受田 新吉君 野原 覺君 湯山 勇君 鈴木 義男君 農林水産委員 井伊 誠一君 山田 長司君 井伊 誠一君 山田 長司君</p>	<p>外務委員 二亀岡 高夫君 西村 関一君 大蔵委員 古川 丈吉君 野口 忠夫君 芳賀 貢君 文教委員 松前 重義君 杉山元治郎君 社会労働委員 中山 マサ君 山村新治郎君 加藤謙五郎君 淺沼 享子君 農林水産委員 内藤 隆君 橋崎弥之助君 芳賀 貢君 野口 忠夫君 工商委員 星島 二郎君 前尾繁三郎君 飯谷 忠男君 田中 榮一君 運輸委員 森 清君 實川 清之君 砂原 格君 下平 正一君 通信委員 細田 吉蔵君 佐々木義武君 飯谷 忠男君 龜岡 高夫君 田中 榮一君 前尾繁三郎君 星島 二郎君 南條 徳男君 森 清君 鈴木 善幸君 建設委員 川俣 清吾君 栗原 俊夫君 西村 関一君 實川 清之君</p>	<p>山崎 始男君 山中日露史君 山本 猛夫君 松浦周太郎君 山崎 始男君 堂森 芳夫君 決算委員 久保 三郎君 山田 長司君 (特別委員辞任) 一、去る二十四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 石炭対策特別委員 木村 守江君 渡谷 直藏君 中村 幸八君 濱田 正信君 安倍晋太郎君 安藤 覺君 久保田田次君 中山 榮一君 一、昨二十五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 内藤 隆君 松田 鐵藏君 (特別委員補欠選任) 一、去る二十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 石炭対策特別委員 安倍晋太郎君 久保田田次君 中山 榮一君 安藤 覺君 木村 守江君 濱田 正信君 渡谷 直藏君 中村 幸八君 一、昨二十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 災害対策特別委員</p>	<p>松田 鐵藏君 内藤 隆君 (議案提出) 一、昨二十五日、議員から提出した議案は次の通りである。 中小企業基本法案に対する修正案 (永井勝次郎君提出) 中小企業基本法案に対する修正案 (田中武夫君提出) 中小企業基本法案に対する修正案 (北山愛郎君提出) 中小企業基本法案に対する修正案 (横山利秋君提出) 中小企業基本法案に対する修正案 (中村重光君提出) 中小企業指導法案に対する修正案 (田中武夫君提出) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案 (松平忠久君提出) 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案 (板川正吾君提出) 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案 (板川正吾君提出) 一、昨二十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置</p>
<p>建設委員 實川 清之君 山崎 始男君 山中日露史君 川俣 清吾君 栗原 俊夫君 西村 関一君 西村 関一君 山崎 始男君 予算委員 加藤謙五郎君 中山 マサ君 堂森 芳夫君 山崎 始男君 決算委員 杉山元治郎君 松前 重義君 (常任委員補欠選任) 一、去る二十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p>	<p>予算委員 松井 政吉君 堂森 芳夫君 決算委員 杉山元治郎君 松前 重義君 一、昨二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 南條 徳男君 鈴木 善幸君 山中日露史君 草野一郎平君</p>	<p>運輸委員 田澤 吉郎君 安藤 覺君 大原 亨君 橋 兼次郎君 伊藤宗一郎君 砂原 格君 川野 芳滿君 下平 正一君 松井 政吉君 建設委員 片山 哲君 田中幾三郎君 予算委員 松井 政吉君 堂森 芳夫君 決算委員 杉山元治郎君 松前 重義君 一、昨二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p>	<p>建設委員 川俣 清吾君 栗原 俊夫君 西村 関一君 實川 清之君</p>	<p>建設委員 川俣 清吾君 栗原 俊夫君 西村 関一君 實川 清之君</p>

法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る二十四日、衆議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

生活環境施設整備緊急措置法案
不動産の鑑定評価に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(中野四郎君外八名提出、衆法第四七号)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(中野四郎君外八名提出、衆法第四八号)

生活環境施設整備緊急措置法案(内閣提出第一三二二号)(参議院送付)

以上三件 社会労働委員会 付託
不動産の鑑定評価に関する法律案(内閣提出第一七四号)(参議院送付)

建設委員会 付託
一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

関税暫定措置法及び砂糖消費税法

の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三号)

大蔵委員会 付託

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)

災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案
法務省設置法等の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(中野四郎君外八名提出)
クリーニング業法の一部を改正する法律案(中野四郎君外八名提出)

(議案通知書受領)
一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特別職の職員の給与に関する法律

の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

金属鉱業等安定臨時措置法案
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法等の一部を改正する法律案

法律案

中小企業基本法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

わが国の中小企業は、生産、流通、貿易、雇用等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。このような経済的社会的使命の重要性は今後も変わることがない。しかるに、近時、企業間の著しい格差、需給構造の変化、労働力の不足等は、中小企業の安定と向上に大きな制約となり、その存立基礎を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処するため、特に小規模企業に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間の諸格差を是正して中小企業の成長発展を図るための政策の目標を示すのが本案の目的である。

本案の主な内容は次のとおりである。

1 政策の目標
国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみ、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目的として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の地位の向上に資することにあるものとする。

2 中小企業者の範囲
中小企業者とは、おおむね資本金五千万円以下又は従業員数三百人以下のもの(商業、サービス業の場合は、資本金一千万円以下又は従業員数五十人以下のもの)をいうこととし、その範囲は、施策ごとに定める。

3 国及び地方公共団体の施策
1 設備の近代化、2 技術の向上、3 経営管理の合理化、4 構造の高度化、5 過度の競争の防止及び下請取引の適正化、6 需要の増進、7 事業活動の機会の確保、8 労働関係の適正化、従業員員の福祉の向上及び労働力の確保につき、必要な施策を総合的に講ずる。

4 調査及び年次報告
政府は、定期調査を行なつて公表し、また、毎年、国会に、動向及び施策に関する報告並びに将来の施策の計画を提出する。

5 中小企業構造の高度化
国は、次の施策を講ずるものとする。

(1) 設備の近代化
近代化設備その他資本設備の増大、設備の配列の合理化に必要な施策

一〇八五

<p>(2) 技術の向上 試験研究機構の整備、技術の研究開発の推進、技術指導及び技術者研修事業の充実等必要な施策</p> <p>(3) 経営管理の合理化 経営の診断及び指導並びに経営管理者研修事業の充実、経営診断指導機構の整備等必要な施策</p> <p>(4) 企業規模の適正化 企業の合併、共同出資による企業の設立等を円滑にするための施策</p> <p>前記(1)、(2)、(3)の施策については、企業規模の適正化につき必要な考慮を払うものとし、また、特に必要がある業種について、適正な企業規模を定め、公表する。</p> <p>(5) 事業の共同化のための組織の整備等 事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備、工場、店舗等の集約化その他(1)、(3)、(4)の施策を効率的に実施するための必要な施策</p> <p>(6) 商業 中小商業に關し、流通機構</p>	<p>(1) 国等からの受注機会の確保 国等の物品、役務の調達に關し、中小企業者の受注機会を確保する等の施策</p> <p>(2) 輸出の振興 中小企業製品の輸出競争力の強化、輸出取引の秩序確立、海外市場の開拓等の施策</p> <p>(3) 輸入品との関係の調整 輸入品に対する競争力の強化を図るほか、中小企業に圧迫を及ぼす輸入品につき、関税率の調整、輸入の制限等の施策</p> <p>6 事業活動の不利の補正 国は、次の施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 過度の競争の防止 事業活動の自主的調整による過度競争防止のための組織の整備等必要な施策</p> <p>(2) 下請取引の適正化 下請代金の支払遅延防止、下請関係の近代化によつて、中小下請企業の自主的運営と能力発揮を図るための施策</p> <p>(3) 事業活動の機会の適正な確保 中小企業者以外の者による不当な利益侵害を防止するための施策</p>	<p>(4) 国等からの受注機会の確保 国等の物品、役務の調達に關し、中小企業者の受注機会を確保する等の施策</p> <p>(5) 輸出の振興 中小企業製品の輸出競争力の強化、輸出取引の秩序確立、海外市場の開拓等の施策</p> <p>(6) 輸入品との関係の調整 輸入品に対する競争力の強化を図るほか、中小企業に圧迫を及ぼす輸入品につき、関税率の調整、輸入の制限等の施策</p> <p>7 小規模企業 小規模企業者(従業員数二十人(商業又はサービス業の場合は五人)以下の事業者)に對して、前記3、の施策が円滑に実施されるようにその経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができよう必要な考慮を払うものとする。</p> <p>8 金融、税制 国は、次の施策を講ずるものとする。</p>	<p>(1) 資金の融通の適正円滑化 政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に對する適正な融資の指導等の施策</p> <p>(2) 企業資本の充実 中小企業に對する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等の施策</p> <p>9 行政機関及び中小企業団体の整備等 (1) 中小企業行政に關する組織の整備等 国及び地方公共団体は、前記3、の施策につき相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。</p> <p>(2) 中小企業団体の整備 中小企業者の組織化の推進その他中小企業団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>10 中小企業政策審議會 總理府に中小企業政策審議會を置き、重要事項を調査審議し、かつ、内閣に意見を述べる機関とする。</p> <p>二 議案の修正議決理由</p>	<p>本案は、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的努力を助長し、企業間の諸格差を是正して中小企業の成長発展を図るための措置として、有効適切なものと認めるが、施策の明確化等修正を行ふ必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。</p> <p>三 本案施行に要する経費 昭和三十八年度一般会計予算に、中小企業基本対策実施に必要な経費として一千九百五十五万二千円が計上されている。</p> <p>右報告する。</p> <p>昭和三十八年六月二十日 商工委員長 逢澤 寛 衆議院議長清瀬一郎殿</p>
<p>〔別紙〕 (小字及び―は修正)</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則(第一条―第八条)</p> <p>第二章 中小企業構造の高度化等(第九条―第十六条)</p> <p>第三章 事業活動の不利の補正(第十七条―第二十二条)</p> <p>第四章 小規模企業(第二十三条)</p> <p>第五章 金融、税制等(第二十四条―第二十五条)</p>				

第六章 行政機関及び中小企業団体

体(第二十六条・第二十七条)

第七章 中小企業政策審議会(第二十八条―第三十三条)

附則

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。われらは、このような中小企業の経済的社会的使命が自由かつ公正な競争の原理を基調とする経済社会において、国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとつて、今後とも変わることなくその重要性を保持していくものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する生産性等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとつて大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と経済の著しい成長に伴う労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図ることは、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成しようとするわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

(政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小

企業の従事者の地位の向上に資することにあるものとする。

(商業〇)

第十四条 国は、中小商業について、流通機構の合理化に即応することができるよう、第九条又は第十条から前条までの施策を講ずるほか、小売商業における経営形態の近代化のため必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小商業〇について第九条若しくは第十一条から前条まで又は前項の施策を講ずるにあつては、地域的条件につき必要な考慮を払うものとする。

(事業活動の機会の適正な確保)

第十九条 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図るため〇必要な施策を講ずるものとする。

受注の機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条 国は、小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう)に対して第三条第一項の施策を講ずるにあつては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従業者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができると〇必要な考慮を払うものとする。

(資金の融通の適正円滑化)

第二十四条 国は、中小企業に対する資金の融通の適正円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。

化及び技術の向上を図るため、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業の計画的・効率的推進、日本中小企業指導センターの設立等について定めるものであり、その主たる内容は次のとおりである。

- 1 この法律において中小企業者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。
(1) 工業、鉱業、運送業等の場合は、資本金五千万円以下または従業員数三百人以下のもの。
(2) 商業、サービス業の場合は、資本金一千万円以下または従業員数五十人以下のもの。
(3) 特に政令で定める業種の場合は、資本金または従業員数が業種ごとに政令で定める額または数以下のもの。
(4) 特別の法律によつて設立された組合、連合会の場合は、その直接、間接の構成員たる事業者の三分の二以上が(1)、(2)、(3)の一つに該当するもの。

中小企業指導法案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、中小企業の経営の合理

昭和三十三年六月二十六日 衆議院會議録第四十号 議案に関する報告書

2 通商産業大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう次のような中小企業指導事業の実施に関する中小企業指導計画を定める。

(1) 中小企業者の依頼による経営の診断・指導の事業

(2) 中小企業者の依頼による技術指導、試験研究事業

(3) 中小企業者またはその従業員に対する経営・技術研修事業

(4) 中小企業指導担当者の養成・研修事業

(5) その他経営・技術の診断・指導に関する事業

3 通商産業大臣は、中小企業指導計画を定めた場合、都道府県知事等に通知するとともに、要旨を公表するものとし、都道府県知事等は、通知をうけてその都道府県の中小企業指導計画を定め、通商産業大臣に届け出る。

4 通商産業大臣は、都道府県等に対し、都道府県等の中小企業指導計画の作成及び事業実施に

ついて助言することができるほか、中小企業近代化審議会の意見をきいて、通商産業省令で、中小企業指導事業の実施基準を定め、診断担当者の登録を行なう。

5 国は、届出のあつた都道府県等の中小企業指導計画が、都道府県等がその計画に基づいて事業を実施する場合、予算の範囲内で経費の一部を補助することができる。

6 日本中小企業指導センターは、資本金五千万円とし、政府がその全額を出資し、次の業務を行なう法人とする。

(1) 中小企業指導担当者の養成・研修

(2) 役職員の派遣による都道府県等の中小企業指導事業改善向上のための協力

(3) 中小企業の経営・技術に関する調査・研究

(4) 中小企業の経営・技術に関する情報・資料の収集・提供する

(5) 他の指導団体との提携、連絡、行政庁からの委託業務、附帯業務

7 その他、役員は理事長一人、理事二人以内、監事二人以内とし、理事長及び監事は通商産業大臣が任命し、日本中小企業指導センターは通商産業大臣が監督することとするほか、業務方法書等について定め、本法は昭和三十三年四月一日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業の経営の合理化及び技術の向上を図るための措置として、有効適切なものと認められるが、施行期日については修正を行なう必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十三年年度一般会計予算に、中小企業指導センター事業費として一億五千六百四十六万五千円、中小企業管理者及び技術者研修事業費として六千八百三十八万三千円、中小企業指導事業強化費として三億九百四十四万八千円が計上されている。

昭和三十三年六月二十日
商工委員長 逢澤 寛

衆議院議長 清瀬 一郎殿

〔別紙〕
(小字及び一は修正)

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、^{公布の日}昭和三十三年四月一日から施行する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業者の信用力を補完して金融の円滑化を促進するための中小企業信用保険制度について、その充実拡大を図らうとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の定義の拡大等

(1) 中小企業の定義を改め、資本金五千万円以下又は従業員数三百人以下(商業、サービス業の場合は一千万円以下又は五十人以下、鉱業の場合は五千万円以下又は一千人以下)の事業者及びこれらの事業者が全構成員の三分の二以上を占めている特定の組合、同連合会を中小企業ということとする。

(2) 「近代化関係中小企業者」とは、次のものをいうこととする。

イ 機械工業振興臨時措置法、電子工業振興臨時措置法及び中小企業近代化促進法の指定業種を行なう事業者

ロ イの事業を行なう商工組合、同連合会及びその構成員がイの事業を行なう組合

ハ 中小企業近代化促進法の指定業種を行なう中小企業等協同組合その他の特定の組合及びその構成員の三分の二以上が指定業種を行なう組合

ニ 中小企業近代化資金助成法によつて工場又は店舗の集団化等のための資金の貸付けを受けた協同組合等及びその直接又は間接の構成員

2 設備近代化保険の創設

「近代化関係中小企業者」向けの設備近代化融資に関する保証について、新種の保険制度を設ける。制度の概要は次のとおりである。

(1) 保険対象となる資金の条件

イ「近代化関係中小企業者」

の借入金

ロ 設備近代化又は集団化の

ため必要である旨の証明を

受けたもの

ハ 借入期間が一年以上、金

額五十万円以上の設備資金

又はこれに伴う長期運転資

金

(2) 付保限度

一 中小企業者当たり三千万

円まで、中小企業等協同組合

等の共同施設及び転貸資金に

係るものは五千万円まで

(3) てん補

七〇%

3 施行期日

昭和三十八年四月一日から施

行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業者に対する設

備近代化等の資金の融通の円滑化

等を図るための措置として、有効

適切なものとするが、施行期日

については修正を行なう必要があ

ると認め、これを別紙のとおり修

正議決すべきものと議決した次第

である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十日

商工委員長 逢澤 寛

衆議院議長 清瀬一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

公布の日

この法律は、昭和三十八年四月一

日から施行する。

中小企業等協同組合法等の一部

を改正する法律案(内閣提出)に

関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業基本法案(内閣提出)に

おいて、中小企業者の範囲は、お

おむね、製造業等については資本

金五千万円以下又は従業員三百人

以下、商業、サービス業について

は資本金一千万円以下又は五十人

以下のものをいうこととし、施

策ごとに定めることとしている趣

旨に基づき、次の四法律の中小企

業者の定義に関する規定を、それ

ぞれ次のように改めようとするも

のである。

1 中小企業等協同組合法の改正

私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律第二十四条第

一号の要件(小規模の事業者又は

は消費者の相互扶助を目的とする

こと)を備えらるとみなされる

組合の構成要件たる事業者の範

囲を、資本金五千万円(商業、

サービス業の場合は一千万円)

以下又は従業員三百人(商業、

サービス業の場合は五十人)以

下に改める。

2 中小企業団体の組織に関する

法律の改正

中小企業者の定義を次のように

改める。

(1) 資本金五千万円(商業、サー

ビス業の場合は一千万円)以

下又は従業員三百人(商業、

サービス業の場合は五十人)

以下の事業者

(2) 政令指定業種については、

政令で定める資本金額以下又

は政令で定める従業員数以下

の事業者

3 商工組合中央金庫法の改正

金庫の所屬資格団体たる各種

組合又は連合会の構成要件を次

のように改める。

(1) 資本金五千万円(商業、サー

ビス業の組合の場合は一千万

円)以下又は従業員三百人(商

業、サービス業の組合の場合

は五十人)以下の事業者が全

構成員の三分の二以上を占め

ている組合又は連合会

(2) 輸出組合、輸入組合、輸出

入組合又は貿易連合であつ

て、資本金一千万円(製造業

者等たる貿易業者については

五千万円)以下又は従業員

五十人(製造業者等たる貿

易業者については三百人)

以下の事業者が全構成員の

三分の二以上を占めている

もの

4 中小企業金融公庫法の改正

中小企業者の定義を次のように

改める。

(1) 資本金五千万円(商業、サー

ビス業の場合は一千万円)以

下又は従業員三百人(商業、

サービス業の場合は五十人、

鉱業の場合は一千人)以下の

事業者

(2) (1)の事業者が全構成員の三

分の二以上を占めている特定

の組合又は連合会

なお、この改正法律は、中

小企業基本法の施行の日から

施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業基本法の趣旨

に沿う措置として、妥当なもの

と認め、これを可決すべきものと議

決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十日

商工委員長 逢澤 寛

衆議院議長 清瀬一郎殿

下請代金支払遅延等防止法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法において、下請事業者と

して法律の保護の対象となるの

は、資本金一千万円以下のもの

に限られているが、経済の発展に伴

い企業規模が拡大しつつある実情

及び中小企業基本法案(内閣提

出)で、製造業の場合は資本金五

千万円以下又は従業員三百人以下

のものを中小企業者としている趣

旨に基づき、親事業者及び下請事

業者の定義を次のように改めよう

とするものである。

1 「資本金五千万円をこえる事

業者」が「個人又は資本金五千万

円以下の事業者」に対し製造委

託又は修理委託する場合に、前者を「親事業者」とし、後者を「下請事業者」とする。

2 「資本金一千万円をこえ、五千万円以下の事業者」が「個人又は資本金一千万円以下の事業者」に対し製造委託又は修理委託する場合に、前者を「親事業者」とし、後者を「下請事業者」とする。

二 議案の可決理由

本案は、下請事業の現状及び中小企業基本法の趣旨からみて妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十日

商工委員長 逢澤 寛

衆議院議長 清瀬 一郎殿

明治三十一年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし原紙は二十円)
(送料とも)
発行所
東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 五
官
課